

平生町告示第33号

令和4年第7回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和4年8月29日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和4年9月8日
 - 2 場 所 平生町議会議場
-

○開会日に応招した議員

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 中丸 和則君 | 中村 武央君 |
| 中本 敦子 <small>さん</small> | 赤松 義生君 |
| 河藤 泰明君 | 岩本ひろ子 <small>さん</small> |
| 細田留美子 <small>さん</small> | 河内山宏充君 |
| 平岡 正一君 | 村中 仁司君 |
| 中川 裕之君 | |

○応招しなかった議員

令和4年 第7回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和4年9月8日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和4年9月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第40号 令和4年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第41号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第42号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第43号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第44号 平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 認定第1号 令和3年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和3年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 報告第4号 令和3年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第19 報告第5号 令和3年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第20 報告第6号 令和3年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告

- 日程第21 報告第7号 令和3年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第8号 令和3年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第9号 令和3年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第10号 令和3年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第11号 令和3年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第12号 令和3年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第13号 令和3年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第14号 令和3年度ポートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第15号 令和3年度平生町森林環境整備基金の運営及び収支会計状況報告
- 日程第30 報告第16号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第31 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第32 決算特別委員会の設置
- 日程第33 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第40号 令和4年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第41号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第42号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第43号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第44号 平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 認定第1号 令和3年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第13 認定第3号 令和3年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 報告第4号 令和3年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第19 報告第5号 令和3年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第20 報告第6号 令和3年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第7号 令和3年度平生町公共施設建設基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第8号 令和3年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第9号 令和3年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第10号 令和3年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第11号 令和3年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第12号 令和3年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第13号 令和3年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第14号 令和3年度ボートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第15号 令和3年度平生町森林環境整備基金の運営及び収支会計状況報告
- 日程第30 報告第16号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第31 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第32 決算特別委員会の設置
- 日程第33 委員会付託

出席議員（11名）

1番 中丸 和則君

2番 中村 武央君

3番 中本 敦子さん 6番 赤松 義生君
7番 河藤 泰明君 8番 岩本ひろ子さん
9番 細田留美子さん 10番 河内山宏充君
11番 平岡 正一君 12番 村中 仁司君
13番 中川 裕之君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君 書記 加村 直子さん

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 高木 哲夫君
教育長 …………… 清時 崇文君 会計管理者 …………… 田坂 孝友君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 中尾 和正君
地域振興課長 …………… 星出 一明君
デジタル推進課長兼新庁舎業務担当課長 …………… 横田 佳幸君
町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん 税務課長 …………… 池田 真治君
産業課長兼農業委員会事務局長 …………… 吉岡 文博君
建設課長 …………… 友田 隆君 環境政策室長 …………… 山本 和也君
教育次長兼学校教育課長 …………… 河島 建君
社会教育課長兼社会体育班長事務取扱 …………… 三村 直子さん
健康保険課長補佐 …………… 新本 恭之君 総務課財務班長 …………… 山本 順一君

午前9時00分開会・開議

○議長 (中川 裕之君) ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第7回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において赤松義生議員、河藤泰明議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中川 裕之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は15日間と決しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中川 裕之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、議員派遣報告、議会運営委員会行政視察報告、地方自治法第235条の2、第3項の規定による例月出納検査の結果報告、並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名の写しをもって、諸般の報告といたします。

なお、金岡健康保険課長から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中川 裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様おはようございます。

日中はまだまだ暑い日が続いておりますが、朝晩は過ごしやすい気候となっております。

今週初めには、大型で強い台風11号が山口県に接近いたしました。直撃するコースではなかったものの、強い勢力を保ったまま接近することが予想されたことから、早めの対応に努め、自主避難に備えて平生まち・むら地域交流センターと佐賀地域交流センターに避難所を開設いたしました。2カ所合わせて、10世帯12人の避難がありました。災害の発生が懸念されましたが、幸いなことに大きな被害もなく安堵しているところです。

さて、今年の梅雨明けは、例年よりもかなり早い6月28日とされておりましたが、気象庁は

今月1日、梅雨明け時期を大幅に修正し、九州北部地方の梅雨明けは7月22日と発表いたしました。このことにより、7月後半に県西部を中心に被害をもたらした大雨も梅雨末期の大雨となりますが、今年の九州北部地方の降水量は平年の68%と昨年に続いて少雨となっております。梅雨明け以降は、連日熱中症警戒アラートが発表されるなど猛暑となりました。気象庁からは、この夏の平均気温が観測史上、2010年に次ぐ高温であったとの発表がありましたが、新しい庁舎に移り、空調設備の機能や断熱性の向上に加え、熱交換式換気システムの導入により執務環境が飛躍的に向上したことを実感したところです。

これから秋本番、夏の暑さが和らぎ過ごしやすい吹く風にさわやかさを感じるそんな気候のよい季節です。本町におきましても文化、スポーツを中心に様々な行事が開催される時期であります。現在、新型コロナウイルスによる感染が拡大しております。現在までのところ国全体としての行動制限は行われておらず、町が主催する各行事につきましては、様々な感染対策を講じた上で開催することといたしておりますが、それでもなお、感染拡大が防げないと判断した場合には、やむなく中止することになります。来年こそは、このコロナ危機を乗り越え、実り豊かな秋を実感したいものであります。

そうした中、定められました令和4年第7回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜り、まことにありがとうございます。

行政報告に入ります前に、少し国・地方を取り巻く情勢について触れてみたいと思います。7月に行われた参議院議員選挙終盤の7月8日、安倍元首相が街頭演説中に銃撃され亡くなられるという事件が発生いたしました。我が国の歴史の中で、政治家が暴力の前に倒れるといった出来事がなかったわけではありませんが、この令和の世にそのようなことが起こったことに大きな衝撃を受けました。まだまだこれから、国のため、ふるさと山口県のために働いていただけると期待していただけないでなりません。10月15日には、県主催により県民葬が下関市にて行われると聞いております。改めて哀悼の意を表したいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況です。全国的にオミクロン株による感染が広がっております。全国の新規感染者数は、8月9日の26万4,418人をピークに減少傾向となっておりますが、9月4日時点で10万7,769人と依然として高い水準で推移しています。政府はオミクロン株に対応した新しいワクチンの接種について9月中の接種開始を予定しており、本町でも取り組みを進めていく必要があります。

次に山口県の状況です。新規感染者数は、8月18日には3,494人とピークを迎えて以降減少傾向となっており、9月5日時点では858人となっております。入院中や療養中の人数は、1万2,306人とこのうち入院者数は346人で、新型コロナ対応病床数に対する入院患者の

割合は50.9%となっており、医療提供体制に負荷がかかっている状態となっています。

続きまして、来年度予算の概算要求について触れてみたいと思います。国の令和5年度予算案の概算要求が先月31日に締め切られました。一般会計の要求総額は、110兆484億円となり、過去最大であった令和4年度に次ぐ規模となっています。ただし、今回の概算要求では要求額を示さない事項要求が幅広く認められたことにより、防衛やGX、グリーンTRANSフォーメーション、少子化対策・子育て関連の予算で事項要求が多く盛り込まれており、要求総額はさらに増える見込みとなっています。

地方交付税に関して総務省は、「新経済・財政再生計画」「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、交付団体をはじめ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとし、地方交付税本来の役割が適切に発揮されるよう、地方団体交付ベースで18.2兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求しています。これから本格的な各省庁の予算折衝が行われますが、これまでも全国町村会や地方6団体で来年度予算要求や要望をしてきたところであり、その動向を注視してまいりたいと思います。

長引くコロナ禍により、国の財政運営は厳しさを増しておりますが新型コロナ対策、物価高騰対策は国の責任において実施していくよう引き続き要望していく必要があります。特に地方交付税は、地方自治体にとって固有の確保されるべき財源であり、地方交付税がもし減額されるということになれば、特に財政力の弱い町村にとって行政運営や行政サービスに支障の出ることが懸念されます。私といたしましても、様々な機会をとらえて、議会の皆様と一緒に、精一杯町の声や地方の声を県や国に上げていきたいと考えておりますので、引き続き御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、これからは6月定例会以降の諸般のことを中心に行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について御報告いたします。本町の新型コロナウイルスワクチン接種は昨年の4月に75歳以上の高齢者を対象とした優先接種の実施によりスタートしております。本年8月31日現在で1回目の接種を終えた人は9,575人、接種率は88.67%、2回目の接種を終えた人は9,521人で、接種率は88.17%となっているのに対して、3回目の接種については接種済みの人が8,180人、接種率は86.28%と低い水準になっております。6月上旬より60歳以上と18歳から59歳までの基礎疾患を有する人を対象に4回目の接種が始まり、昨年の12月から本年1月にかけて接種をされて5カ月を経過した方より1医療機関において順次接種を行うとともに、高齢者施設においても入所者を対象に接種を行いました。7月からは2月以降に接種をされた方を対象に6医療機関での接種に

加え、集団での接種も実施してまいりました。そして、7月の下旬から18歳以上60歳未満の医療従事者及び高齢者施設等の従事者に対象範囲が拡大されたところであり、4回目接種については5,303人に対しまして4,025人で、接種率は75.90%となっております。現在においては、早ければ今月中に始まるオミクロン株対応のワクチン接種の準備を進めているところでございます。

次に、新庁舎整備事業関連について御報告いたします。7月29日に旧第3庁舎の改修を含めた全ての建設工事を完了いたしました。7月19日には教育委員会が本庁舎へ移転し業務を開始し、旧第4庁舎においても内装を改修し、7月下旬には観光協会を含めた諸団体の移転も完了したところであり、無事、工事完成を迎え、新しい平生町の歴史のスタートを切ることができたところであり、改めて関係各位の御協力に感謝いたします。事業の次の段階としましては、旧庁舎の解体工事になりますが、年度内の完了を目指して準備を進めているところであり、

続きまして、平生町への企業進出について御報告いたします。下松市に本社を置く株式会社日柳製作所という部品製造事業者が平生町堅ヶ浜地区に新工場を建設されるにあたり、その進出協定調印式を8月26日に県の立会のもとに行いました。本町での事業所開設に係る進出協定調印式は、実に平成4年に向井原沖団地へ金属機械製造事業者が進出して以来となるものであり、私としても非常にうれしく感じているところでございます。新工場では、近年の半導体事業の需要拡大を契機として、自社における生産能力向上のため、製造工程の中で必要な塗装や組み立てを中心に事業展開されると伺っており、このことが本町経済の更なる活性化に結びつくことを願うとともに、雇用創出などにもつながるものと期待をしているところでございます。

次に、国道188号柳井・平生バイパスに関連する現在の状況です。本路線は令和2年4月に事業化され、同年9月に路線の測量立ち入りに関する説明会を実施、現在、調査・測量・詳細設計を実施、完了しているところです。今年度におきましては、バイパスに関連する地元説明会を年内に開催する予定としており、道路整備の設計概要を説明し、道路整備の用地取得にかかる地権者及び住民のさらなる合意形成を図っていくものであります。

また、国道整備の予算確保の願いとして、山口県東部高速交通体系整備促進協議会で要望活動を実施してまいりました。7月14日に村岡知事や柳居県議会議員、国土交通省の山口河川国道事務所の山田所長に対し、柳井市長や地元県議会議員とともに、県庁や国道事務所にてお願いしてまいりました。7月15日には広島市の中国地方整備局の伊藤道路部長に対し、1市3町の首長で予算確保についてのお願いをさせていただきました。そして、7月21日には東京都において国土交通大臣をはじめ、地元選出の国会議員の皆様と面会し、お願いしてまいりました。引き続き国や県、柳井市と連携し、バイパスの早期完成の実現に向け、本町といたしましても、当該バイパスの効果を最大限発揮させるためのアクセス道路の検討や早期整備に向けた環境

づくりについて鋭意努めてまいりますので、議員の皆様にも御理解、御協力をお願い申し上げます。

最後にマイナンバーカード普及の取り組みです。現在、政府は今年度中にほぼすべての国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針のもとで、普及促進に取り組んでおります。本町におきましても、町民福祉課の窓口において申請のサポートを行っておりますが、本日から今月末まで地域に出向いて、町民の皆様のマイナンバーカード申請のお手伝いをいたします。今後、様々な行政手続きがオンライン化されていく中で、デジタル社会の基盤としてのマイナンバーカードの取得が必要となってまいります。ぜひ、この機会にマイナンバーカードを取得していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 次に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは6月定例会以降の教育行政の進捗状況あるいは計画について御報告を申し上げます。

まず、児童・生徒の新型コロナウイルス感染症に係る状況についてでございます。6月は一旦減少傾向でありましたこの新型コロナウイルス感染症ですが、その後一転して第7波がやってきました。4月に入ってすぐに就学前クラスターの報道があつてから、町内でも児童・生徒の感染確認が続いている状況です。各学校等では、感染確認の度に保護者宛に一斉メールで状況の報告をさせていただいておりますが、町教委では7月1日に新型コロナウイルス感染症に関する検査体制について及び子どものマスク着用について全ての保護者に文書を配付し、8月に入ってから校長、園長に対して児童・生徒・教職員が陽性になった場合や感染の可能性がある接触者への対応について、部活動に係る感染防止対策などと併せて再確認を行い、併せて長期休業明けの徹底した健康観察の指示をして新学期を迎えたところでございます。

なお、9月1日には新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合等における対応について、改めて全ての保護者にもお届けをしたところでございます。

次に小学校6年生と中学校3年生対象の2022年度全国学力状況調査についてでございます。新型コロナウイルス感染症対策関係で一昨年度は中止、昨年度は1カ月遅れでの実施でしたが、今年度は例年並みの4月19日に行われました。この度の学力調査科目は例年の国語と算数・数学の2教科に理科を加えた3教科で実施されています。

質問紙調査のほうは児童・生徒に対しては、生活関連や学習意欲、ICT利用頻度、そのほか学習方法や学習環境、地域貢献などについての質問項目が、また、学校に対しては事業改善の取り組み状況、新型コロナ感染症の影響、そして教育条件の整備状況についての項目が設けられて

おりました。

学力調査についての本町の本年度の結果は、小学校では理科において全国平均をやや上回ったものの、算数、国語ではやや下回る結果で、中学校では国語、理科において全国平均並みでございましたが、数学においてやや下回る結果となりました。対象が異なるために毎年結果の変化はございますけれども、今年度は特に県から事業力実践研究の指定を平生小学校が受けて、6月末には県外視察、長期休業中には小中合同研修会とこの事業力実践研究を町内の学校全てで取り組み、学力向上への取り組みを強化して取り組んでいるところでございます。

また、本調査は将来的なオンライン化を目指して今年度、質問紙調査では一部の学校で端末を利用したオンライン回答、これが実施されておりますけれども、本町からは平生中3年生がこの質問紙調査でオンライン回答を行っています。こちらも問題なく実施することができました。

続きまして、山口県ヤングケアラー実態調査でございます。ヤングケアラーと申しますのは「年齢に見合った手伝い、この範囲を超えて本来は大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている子どもを指す」このようにされておまして、病気や障害のある家族の介護や幼い兄弟の世話、家計を支えるなどの負担から学業や友人関係に支障が出たり、健康状態に影響したりすることが懸念され、社会問題となっているものでございます。

このたび、県内の小学校5年生から高校3年生までの全ての児童・生徒を対象に実態調査が実施されました。この調査の主体は、知事部局の健康福祉部子ども家庭課ではありますが、県教育庁学校安全体育課から依頼も受けて、町内の小中学校で実施をしておりますので、教育行政として報告をいたします。この調査は7月4日から7月末までにインターネット上の専用ページ、これを用いて回答する形式で行うこととされ、本町では学校で一人一台タブレット端末を活用して実施いたしました。調査の内容としては学校への通学状況や習い事への参加状況など基本情報に加え、世話をしている家族の有無と内容、それに費やす時間、そして、学校や大人にしてもらいことなどを尋ねるものとなっています。児童・生徒の答えた内容は基本的には学校で先生などが見ることができませんので、ヤングケアラーに該当するように思われるなどの情報については直接、県の担当課から提供がされますけれども、該当すると思われる情報に関しては今後ヒアリングなどを通して本人が家族や現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているかといった意思や希望確認を進め、対応を検討し課題解決などを図っていくことになってまいります。

続きまして、社会教育の行事についてでございますが、コロナ禍の中、通常の感染防止対策をこれまで以上に強化し、参加人数に上限を設ける、開催方法や広い会場への変更、席の指定等を徹底した上で8月に2つの行事を開催いたしました。

一つは毎年恒例の平生町人権学習講座です。8月3日から5日間の3日間で開催をいたしまし

た。1日目は「障がいを知り、共に生きる～広げよう！あいサポート運動～」と題しまして平生町社会福祉協議会から前半はあいサポート運動についての説明、後半はワークショップで参加者は手話で自己紹介に挑戦をいたしました。2日目は山口県JICAデスク国際協力推進委員の小川真奈氏による「知らない世界から「違い」を考えよう～誰ひとり取り残さないまちにするために～」と題して、講演とワークショップを通して違いについて学びました。3日目は有限会社B o B t a i l代表取締役、河本るい氏に「性の多様性及び人権について」と題して御講演をいただきました。LGBTの当事者から自身の体験等についてお話しいただき、性の多様性について改めて考える機会となりました。3日間で延べ130名の方が受講をされています。

もう一つの行事は8月3日に平生まち・むら地域交流センターで開催したふれあい夏の天体観測会です。講師から星座やペルセウス座流星群などについての説明があり、その後、家族ごとに天体望遠鏡を使った観測を行いました。23家族61名の方の参加をいただきました。今後開催予定の行事につきましても、感染状況を踏まえながら感染防止対策を徹底し、開催に向けて開催の可能性を探りながら努力をして参りたい、このように考えているところでございます。

以上を持ちまして、教育行政の御報告を終わらせていただきます。

.....

○議長（中川 裕之君） これをもって行政報告を終わります。

日程第5. 議案第40号

日程第6. 議案第41号

日程第7. 議案第42号

日程第8. 議案第43号

日程第9. 議案第44号

日程第10. 議案第45号

日程第11. 認定第1号

日程第12. 認定第2号

日程第13. 認定第3号

日程第14. 認定第4号

日程第15. 認定第5号

日程第16. 認定第6号

日程第17. 認定第7号

日程第18. 報告第4号

日程第19. 報告第5号

日程第20. 報告第6号

日程第21. 報告第7号

日程第22. 報告第8号

日程第23. 報告第9号

日程第24. 報告第10号

日程第25. 報告第11号

日程第26. 報告第12号

日程第27. 報告第13号

日程第28. 報告第14号

日程第29. 報告第15号

日程第30. 報告第16号

○議長（中川 裕之君） 日程第5、議案第40号「令和4年度平生町一般会計補正予算」から日程第10、議案第45号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第11、認定第1号「令和3年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第17、認定第7号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの件を一括議題といたします。

それでは町長から提案理由の説明並びに日程第18、報告第4号「令和3年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告」から日程第30、報告第16号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告」までの報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、御提案をいたします予算4件、条例2件、認定7件の議案につきまして順を追って説明を申し上げます。

議案第40号「令和4年度平生町一般会計補正予算」であります。今回の補正額は9,351万円を追加いたしまして、予算総額は61億1,326万円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。歳出につきましては11ページからであります。一般管理費では、人権施策推進指針の策定に向けた人権施策推進審議会の開催回数の増加に伴い、委員報酬を増額補正いたすほか、新庁舎への移転に伴い導入しました複合機の使用料につきまして、実績に基づいた使用見込みに対する不足額を計上いたすものであります。

情報通信費では、自治体情報システムの標準化において基幹システムの入れ替えが必要になることから、準備作業を行うための経費を計上いたしております。

財産管理費では、新庁舎の清掃管理における就労継続支援事業所への日常清掃業務委託、及び長期使用を見据えた定期清掃の対象と回数の拡大に要する経費を計上いたしております。

また、令和3年度決算に伴い、繰越金を計上いたしますことから今後の財政需要にも対応するため、財政基金への積立金を計上いたしております。

なお、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、決算上剰余金の2分の1以上の金額を積み立てなければなりません。令和3年度の決算上剰余金は2億823万1,182円であるため、少なくとも1億411万6,000円を積立金に計上する必要があります。不足分の6,198万7,000円につきましては、各種事業の精算等に伴う歳出の減額分を財源として見込みまして、年度内において積立金の調整を行う予定としております。

12ページの税務総務費では、審査申出に伴う固定資産評価審査委員会の開催回数の増加を見込みまして、委員報酬を増額補正いたすものであります。

社会福祉総務費では、普通交付税の確定に伴う国民健康保険事業における財政安定化支援事業に係る措置額を、繰出金に追加計上いたすものであります。

13ページの老人福祉総務費では、老人ホーム入所判定委員会の開催に要する経費を計上いたしております。

障害者福祉費では、補装具費におきまして今後の給付見込みから増額補正いたすほか、昨年度の国庫補助金の精算に伴う返還額を計上いたすものであります。

高齢者保健対策費では、昨年度の後期高齢者医療療養給付費の精算に伴う負担額を計上いたすものであります。

児童福祉総務費では、昨年度の国庫補助金の精算に伴う返還額を計上いたすものであります。

14ページの児童環境づくり推進事業費では、10月に移転します佐賀児童クラブの維持管理に要する経費を計上いたすほか、子ども家庭総合支援拠点であります福祉センターの施設整備に要する経費を計上いたしております。

保育所運営費では、私立保育所の給食食材費高騰に対する補助金、保育士等の処遇改善臨時特例交付金を計上いたすほか、昨年度の国庫補助金の精算に伴う返還額を計上いたしております。

15ページの予防費では、HPVワクチンを任意接種された方に対する費用の助成に要する経費を計上いたしております。

農業振興費では、新規就農に向けた現地研修の研修生及び指導農家に財政支援を行う就農前準備研修事業に要する経費を計上いたしております。

地籍調査費では、旧庁舎屋上に設置しております2級基準点の移設に要する経費を計上しております。

土地改良事業費では県事業であります、ふるさと農道緊急整備事業における事業費の増額に伴い、負担金の増額補正をいたすものであります。

16ページの漁港建設事業費では、漁業集落環境整備事業特別会計への繰出金を減額補正いた

すものであります。

道路橋梁新設改良費では、町道改良工事に伴い寄附受納する土地の登記に要する経費を計上いたしております。

17ページの河川維持改良費では、大内川総合流域防災事業における共栄橋の架け替えに伴う用地取得費を計上いたしております。

住宅管理費では、ホームタウン平生の木造住宅におきまして快適な住環境を提供するため、シロアリの防除に要する経費を計上いたしております。

教育費事務局費では、教職員用パソコンの情報セキュリティ対策に要する経費を計上いたしております。

18ページの保健体育施設費では、武道館の時計が故障しましたことから、交換設置に要する経費を計上いたしております。

続きまして、歳入の主なものについて申し上げます。7ページからであります。

地方特例交付金につきましては、交付金額の確定に伴いまして減額補正をいたすものであります。

地方交付税につきましては、普通交付税額の確定に伴いまして減額補正をいたすものであります。

減額の主な要因といたしましては、基準財政需要額において高齢者保健福祉費を過大に見込むとともに、基準財政収入額において地方税額を過少に見込みましたことによるものであります。

7ページから8ページにかけての国庫支出金、県支出金につきましては、主に歳出において御説明いたしました事業に伴います特定財源を計上いたすものであります。

9ページの寄附金につきましては、企業版ふるさと納税によるものであり、地方創生の取り組みであります。関係人口創出事業に活用させていただくことといたしました。

繰越金につきましては、1億7,823万1,000円を追加いたしまして、総額が2億823万1,000円になるものであります。

雑入につきましては、過年度分の精算に伴います国、県からの負担金を計上いたしております。

10ページの町債につきましては、事業費の増額に伴い、農業債を増額補正いたすほか、臨時財政対策債の発行額確定によります減額補正をいたすものであります。

なお、臨時財政対策債の大幅な減額の要因といたしましては、国の地方財政計画において示されましたマイナスの伸び率に対して、見込額を過大に計上していたことに加えまして、確定額において当該伸び率を更に下回りましたことによるものです。

前に戻りまして、4ページの第2表地方債補正におきまして、起債限度額の補正を計上いたしております。

なお、19ページから給与費明細書を、22ページに地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

以上で、議案第40号「令和4年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第41号「令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について御説明申し上げます。

今回の補正額は、3,574万8,000円を追加いたしまして、予算総額は17億1,383万3,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

諸支出金の償還金につきましては、過年度分の保険給付費等交付金の返還金を計上いたしております。

基金積立金につきましては、令和3年度の繰越金等を国民健康保険事業基金へ積み立てるものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。

繰入金につきましては、普通交付税の確定に伴います財政安定化支援事業費の増額補正をいたすものであります。

繰越金につきましては、令和3年度決算に伴います繰越金でございます。

続きまして、議案第42号「令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」についてであります。

今回の補正額は300万円を追加いたしまして、予算総額1億2,226万2,000円となるものでございます。

歳出につきましては、8ページでございます。

施設の資材価格特別調査業務におきまして、調査機関の辞退に伴い、委託料から工事請負費に事業費を振替計上いたすほか、工事請負費に新たな公共ます設置工事に要する経費を計上いたしております。

歳入につきましては、7ページでございます。

一般会計からの繰入金につきましては、会計運営の財源調整をいたすものであります。

町債につきましては、当初予算計上分を含めました公共ます設置工事の財源として計上いたしております。

前に戻りまして、4ページの第2表地方債補正におきまして、起債限度額の補正を計上いたしております。

なお、9ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただき

たいと思います。

続きまして、議案第43号「令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」についてであります。

今回の補正額は3,857万9,000円を追加いたしまして、予算総額14億3,014万3,000円となるものでございます。

歳出につきましては、7ページからでございます。

7ページの基金積立金につきましては、令和3年度の繰越金を介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。

7ページから8ページにかけての地域支援事業費につきましては、高額医療合算介護予防サービス費相当分を計上いたすほか、いきがい・助け合い応援事業におきまして、委託料から補助金に事業費を振替計上いたしております。

諸支出金につきましては、過年度分の保険料還付金や国庫支出金等の返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございます。令和3年度繰越金を計上いたしております。

議案第44号「平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。本条例につきましては、公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。この政令は、国政選挙における選挙公営について規定したものでございますが、本町の選挙公営に関する条例のうち、国の制度に準じて規定している選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成に要する経費に係る限度額を引き上げるものでございます。施行日につきましては、公布日といたします。

続きまして、議案第45号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。本条例につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をいたすものであります。改正の内容といたしましては、育児休業の取得回数制限を緩和するなどの措置を講じるもので、国家公務員同様の制度とするものであります。施行日につきましては、令和4年10月1日といたします。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます議案の予算4件、条例2件につきましてはの提案理由説明を終わらせていただきますが、次の令和3年度一般会計ほか6つの特別会計の歳入歳出決算の内容につきましては、高木副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

終わりに報告13件でございますが、まず、基金に関する報告が12件でございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか11基金の令和3年度の運営状況、これに伴います収支の状況を地方自治法の規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告が1件ございます。同法律に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決あるいは御認定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 高木副町長。

○副町長（高木 哲夫君） それでは、令和3年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、令和4年5月末に出納閉鎖を終えて調製の後、監査委員さんに審査をお願いしたものであります。監査委員さんにおかれましては、7月20日から8月15日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理などについて、直接担当課に説明を求め、日時を費やしての審査をなされました。熱中症警戒アラートが発出される猛暑の中、細心の注意を払われての審査にお礼申し上げます。その後、8月25日に審査の講評を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるにあたり、その概要を一般会計から順を追って御説明申し上げます。

なお、財産に関する調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づき作成しておりますが、別冊としておりますので申し添えます。

令和3年度におきましては、前年度に引き続いての新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策費を含め、14回の補正予算の提案、2回の専決処分の執行など、皆様方に御審議を度重ねてお願いいたしましたこと、またその都度、適切な御議決を賜りましたこと、改めてお礼申し上げます。

最初に、認定第1号「令和3年度平生町一般会計歳入歳出決算」について御説明申し上げます。決算書9ページの前のページ、実質収支に関する調書と監査委員さんの審査意見書3ページを御覧ください。

歳入総額は75億7,833万1,526円、歳出総額は72億3,871万9,139円でありまして、歳入歳出差引額が3億3,961万2,387円となっております。

令和4年度へ繰越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額が1億3,138万1,205円でありまして、実質収支額につきましては2億823万1,182円となるものでございます。

単年度収支につきましては、1億208万5,849円となり平成29年度以来の黒字となっております。

実質単年度収支につきましては、財政基金の積立額は、前年度において繰越財源として取り崩しました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費の積み戻しもあり、積立額が取崩額を大きく上回ったことにより黒字になっております。

なお、こののちにおきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を新型コロナ臨時交付金とさせていただきます。

歳入歳出の前年度対比につきましては、歳入が10.2%の増、歳出が10.4%の増となっております。歳入歳出ともに過去最大の決算額となっております。増額要因といたしまして、歳入におきましては地方交付税、新庁舎整備事業に係る地方債の増加が主な要因であります。歳出におきましては、新庁舎整備事業費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費、子育て世帯臨時特別給付金事業費の増加が主な要因であります。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心に御説明申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページを御覧いただきたいと思います。

町税につきましては、令和2年度決算額と比較して、法人町民税額は新型コロナウイルス感染症の影響が縮小されたことなどから増加しておりますが、家屋の評価替えや太陽光発電設備への投資件数の減などにより固定資産税が減少となっており、町税全体では微減となっております。

11ページの地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は新設の費目で、固定資産税において新型コロナウイルス感染症による軽減措置に伴い、生じた減収額を補填するものとして交付されております。

地方交付税の普通交付税は、臨時経済対策費の創設等により前年度対比では2億4,947万9,000円の増加となっており、特別交付税と合わせて地方交付税全体では2億7,772万8,000円、14.1%増加しております。

12ページから14ページにかけての使用料及び手数料の町営住宅使用料につきましては、臨戸徴収等の取り組みから、昨年度に引き続き現年の徴収率が100%となっております。

14ページから17ページにかけての国庫支出金の国庫負担金につきましては、主に新型コロナウイルスワクチン接種対策費の増額により、前年度との比較では7,184万5,691円の増加となっております。

国庫補助金につきましては、主に特別定額給付金事業費の減額により、前年度との比較では、6億5,830万3,844円の減額となっております。

17ページから20ページにかけての県支出金の県補助金につきましては、主に地域運営・交流等拠点整備事業費、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農業用施設災害復旧事業費の増額により2億2,541万355円となり、大幅な増加となっております。

県委託金につきましては、主に選挙費委託金の増額により、前年度との比較では1,492万

5,353円、45.7%の増加となっております。

21ページの寄附金につきましては、ふるさと納税額が3,532万6,000円となり、前年度との比較では100万3,000円の減少となっております。新庁舎建設分としましては、ふるさと納税額32万円と合わせて1,678万3,714円をお寄せいただき、公共施設建設基金へ積み立てております。ふるさと納税につきましては、地域振興の観点からも更なる充実を図り、財源確保の一助となればと考えております。

次の繰入金の財政基金につきましては、繰入額が1億2,879万1,000円となり、大幅な減少となっております。多種多様な財政需要に対応する一般財源の確保のため、やむを得ず繰り入れたものであります。基金残高を確保し、将来の財政需要に備えていきたいと考えております。

公共施設建設基金につきましては、新庁舎整備事業費に充当するため、5,865万3,000円を繰り入れたものであります。

24ページから26ページにかけての町債につきましては、11億3,453万1,000円となり、大幅な増加となっております。新庁舎整備事業費、プールや屋内運動場などの小学校改修事業費、地域交流センター改修事業費の増加が主な要因であります。特に新庁舎整備事業におきましては、活用する起債事業を市町村役場機能緊急保全事業に代えて、財政措置の有利な緊急防災・減災事業への転換を図ることができました。今後におきましても後年度の負担軽減のため、新規借入抑制に努めてまいります。

続きまして、歳出であります。27ページの議会費は総額6,360万2,208円となっております。前年度と比較して196万5,281円、3.2%の増加となっております。職員数の増による人件費の増加が主な要因であります。

次の総務費は、総額で23億2,710万4,818円となっております。前年度と比較して7,181万9,398円、3.2%の増加となっております。新庁舎整備事業費の増額が増加の主な要因であります。

27ページから29ページにかけての一般管理費では、新たな行政課題に専門的・重点的に取り組むために新庁舎移転時における組織改革に取り組んだほか、会計年度任用職員の活用、定員管理計画の見直しなど働き方改革への対応を進めてまいりました。

なお、文書管理システム導入事業につきましては、新庁舎移転後において効果的なシステム構築を行うために、翌年度へ繰越しとなっております。

29ページから31ページにかけての情報通信費では、イタリアーノひらおを町内外に発信するため、ホームページのデザインをイタリアーノひらお仕様に改修しました。

繰越事業として情報通信基盤整備事業が完了し、佐合島を除く町内全域で光インターネットサービスの提供が可能となりました。

なお、社会保障・税番号制度システム整備事業につきましては、システム改修の調整等に不測の時間を要したため、翌年度へ繰越しとなっております。

31ページから32ページにかけての財産管理費では、移動系アナログ無線の撤去や第4庁舎空調機改修工事、繰越事業の防災情報連携システム改修工事や第3庁舎空調設備改修工事など、新庁舎移転に関連した既存施設の整備を行いました。

さらに、公共施設建設基金への積み立てを行い、公共施設の老朽化対策の財源確保を図りました。

なお、町有建物解体事業につきましては、入札の不調に伴い、不測の時間を要したため、翌年度へ繰越しとなっております。

32ページから34ページにかけての地域振興費は、ゆめはな開花プロジェクト推進事業として神花山古墳女王像の塗り替えを行い、交流人口の拡大を図るほか、地域活性化起業人制度を活用し、都市地域の民間企業の社員を受入れ、業務の経験やノウハウを活かしたまちの魅力づくりの推進に取り組んでまいりました。

また、新型コロナ臨時交付金を活用してふるさと平生学生応援事業に取り組んだほか、特産品事業者のPR動画制作及び地方バス路線への助成により、事業者支援を図ってまいりました。継続事業ではありますが、ふるさと納税や若者定住促進住宅補助事業のほか、協働のまちづくりの推進として集落支援員を引き続き配置し、地域の実情や課題の把握に努めてまいりました。今後も地域の課題解決や地域力の向上に取り組む活動を支援してまいります。

地域おこし協力隊員につきましては、イタリアーノひらおプロジェクトのさらなる推進を図り、オリーブの特産品化に向けた取り組みを進めてまいりました。

また、地域おこし協力隊員の任期後の起業に際して、事業経費の一部を支援いたしました。

34ページの交通安全対策費では、地域の安全・安心対策としてのカーブミラーの修繕や街路灯設置等補助事業のほかガードパイプ設置工事等を行い、施設整備に取り組んでまいりました。

また、町が保有するLED化されていない街路灯を街路灯LED計画に基づき、計画的に更新することとしまして、初年度の令和3年度においては14基のLED化を行いました。

34ページから35ページにかけての地域交流センター運営費では、佐賀地域交流センターの事務室及び給排水設備の改修や平生まち・むら地域交流センターの屋根防水工事を行い、地域の活動拠点づくりとして施設整備に努めてまいりました。

35ページから36ページにかけての新庁舎整備事業費では、債務負担行為として設定した庁舎建設工事、システム等の移設業務を行ったほか、新型コロナウイルス感染症対策として議場の整備、トイレの間仕切り設置、繰越事業として網戸設置などを行い、3月をもって新庁舎が竣工いたしました。

なお、防災行政無線移設業務、庁舎案内板等作成設置業務及び新庁舎用の備品購入につきましては、竣工後の作業等を伴うことから、翌年度へ繰越しとなっております。

37ページの賦課徴収費では、地図管理・登記台帳システムを導入し、地籍図及び土地台帳・家屋台帳をデジタル化し、業務の効率化を図ってまいりました。

37ページから38ページにかけての戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードの普及を促進するため休日窓口の開設に取り組んだほか、戸籍システムを改修し、令和5年度中に戸籍謄抄本を全国で交付できる取り組みを進めてまいりました。

38ページから40ページにかけての選挙費では、衆議院議員選挙のほか、山口県知事選挙、参議院議員補欠選挙などを実施しております。

また、新型コロナ臨時交付金を活用して、投票用紙自動交付機を導入いたしました。

40ページの統計調査総務費は、5年ごとに実施される経済センサス活動調査が主な取り組みであります。

○議長（中川 裕之君） ここで、暫時休憩いたします。

再開を10時15分といたします。

午前10時04分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。高木副町長。

○副町長（高木 哲夫君） それでは、引き続き御説明申し上げます。

41ページからの民生費では、総額19億677万3,696円となり、前年度対比では2億9,891万904円、18.6%の増加となっております。住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費や子育て世帯臨時特別給付金事業費の増額が増加の主な要因であります。

社会福祉総務費では、子ども家庭総合支援の拠点として福祉センターの施設整備を行い、開設に向けた取り組みを進めてまいりました。

42ページから43ページにかけての老人福祉総務費では、敬老会行事の中止に伴い、町が作成した商品券を地域のコミュニティ協議会が対象者にお届けする協働事業として敬老の意を表するとともに地域経済の活性化を図ってまいりました。

また、老人作業所や老人憩の家の補修を行ったほか、福祉センター敷地内の三世代交流広場の老朽化した遊具を撤去するなど施設整備を進めてまいりました。

福祉医療対策費では、保険適用医療費の自己負担分を助成する対象を中学生まで拡充し、子育て支援の充実を図ってまいりました。

43ページから44ページにかけての障害者福祉費では、障害福祉サービス費、障害児給付費

は利用者への相談支援の充実などにより給付費が増加しております。

44ページから45ページにかけての高齢者保健対策費では、高齢者の保健事業と介護予防などを一体的に行い、高齢者の心身の特性に応じたきめ細かな支援を行ってまいりました。

45ページの住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費では、住民税非課税世帯等に1世帯当たり10万円をお届けし、生活・暮らしの支援に取り組んでまいりました。申請受付期間を令和4年9月末までと設定し、翌年度へ一部が繰越事業となっております。

45ページから46ページにかけての児童福祉総務費では、国の制度による低所得の子育て世帯に対する国の緊急支援策に取り組んだほか、新型コロナ臨時交付金を活用して商品券を発行し、子育て世帯への生活支援と地域経済の活性化を図るなど子育て世帯の支援に取り組んでまいりました。

46ページの児童環境づくり推進事業費では、令和4年度からの児童クラブICT化に向けて、新型コロナ臨時交付金を活用してタブレット端末等を導入し、児童の入退出管理など事務の効率化に取り組んでまいりました。

なお、佐賀児童クラブ整備事業の設計業務につきましては、令和4年度中の児童クラブ開設に向けて、翌年度への繰越事業となっております。

47ページから48ページにかけての保育所運営費では、子育て支援の充実に向けた取り組みとして園児の確保と保護者の負担軽減のため送迎に取り組んだほか、保育時間の延長、生後6カ月からの保育などのサービス向上に努めてまいりました。また、遊具の整備を行い、楽しい園生活となるよう施設の改善を進めてまいりました。

さらに、町内の法人保育園の保育環境改善等事業や保育士等処遇改善臨時特例交付金事業に対して財政支援を行ってまいりました。

保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る病児・病後児保育事業では、場所が佐賀に移転いたしました。発熱児を含む病児保育が可能となり、安心して子育てができる環境整備に隣接する市町と共同で取り組んでまいりました。

49ページの子育て世帯臨時特別給付金事業費は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策としての取り組みで、対象児童に10万円を給付いたしました。

49ページからの衛生費では、総額で4億5,798万3,812円となり、前年度対比では1億2,165万5,035円、36.2%の増となっております。新型コロナウイルスワクチン接種関連経費の増額が増加の主な要因であります。

50ページから51ページにかけての母子衛生費では、家族の支援が受けられない妊産婦を対象に、相談及び家事支援を行う産前産後サポート事業を民間事業者に委託し、取り組んでまいりました。

また、イタリアーノひらおロゴマークが入ったステッカーを作成し、妊産婦等に配付し、車に貼ってもらうことでイタリアーノひらお推進事業の啓発に取り組んでまいりました。

さらに、安心して出産、育児ができるよう、新型コロナ臨時交付金を活用し、対象者1人当たり10万円の給付金を支給するカンガルーノひらお妊婦応援給付金事業を引き続き取り組んでまいりました。

51ページから52ページにかけての予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の取り組みを進め、接種会場での物品購入や予約アプリの使用などについて取り組んでまいりました。

52ページの健康づくり推進事業費では、国民健康保険の被保険者で過去5年間、町が実施しているがん検診を受診されていない人に受診の勧奨を行いました。

53ページの環境衛生費では、浄化槽設置整備事業の補助を引き続き行ってまいりました。

53ページから54ページにかけての清掃費では佐合島で使用しております、し尿収集用の小型衛生車の更新事業に取り組んだほか、し尿貯留船の整備等を進めてまいりました。

54ページの労働費は総額266万円となり、前年度と同額となっております。

54ページからの農林水産業費では、総額3億2,083万517円となり、前年度対比では6,974万9,525円、27.8%の増となっております。漁港海岸保全施設整備事業費や農業水路等長寿命化・防災減災事業費の増額が増加の主な要因であります。

55ページの農業振興費では、新規就農者と規模拡大する農業者に対し施設整備費に係る補助金を交付する新規就業者等産地拡大促進事業に取り組んでまいりました。

また、小規模農家がレンタルした農機具のレンタル経費の一部に補助金を交付する小規模農家支援事業に取り組んでまいりました。

56ページから57ページにかけての土地改良事業費では、農業水路等長寿命化・防災減災事業としてため池の切開工事に取り組んだほか、県事業ではありますが、農免農道における洪水等災害防止機能の維持を図ってまいりました。

また、単独土地改良事業として農道整備工事に取り組んでまいりました。ため池の切開工事と単独土地改良事業におきましては、地元との調整に時間を要し、一部の工事が翌年度への繰越事業となっております。

57ページのひらおハートピアセンター運営費では、外壁補修や施設周辺整備に取り組んでまいりました。

ひらお特産品センター管理費では、特産品センターがイタリアーノひらおのPRのため実施するイタリアーノひらおデザインの商品発送用段ボールの作成や生産者に対するイタリア野菜の種子代金を補助する事業に補助金を交付いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症の予防を目的として行う空調機器の更新に要する経費の財政支援に取り組んでまいりました。

58ページの林業総務費では、町内民有林の適切な管理を進めていくため、森林環境譲与税を活用して森林所有者に対し意向調査を実施いたしました。

また、有害獣防除柵設置事業、鳥獣被害防止対策事業を実施し、生活環境や農産物等への被害防止対策に引き続き取り組んでまいりました。

鳥獣被害防止対策事業では、新たに狩猟免許の更新時に必要となる更新手数料を補助する財政支援に取り組んでまいりました。

林業事業費では、単独林業改良事業におきまして翌年度への繰越事業となっております。

59ページの水産業振興費では、漁業研修終了後に漁業経営を始められた新規漁業者に対し、財政支援を行ってまいりました。

漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設整備事業として、小森地区の胸壁工事や航路標識等の漁港施設の補修に取り組んでまいりました。

漁港海岸保全施設整備事業におきましては、地元との調整に時間を要し、一部の事業が翌年度への繰越事業となっております。

59ページからの商工費では、総額9,548万2,737円となり、前年度対比では1,776万220円の増加となっております。新型コロナ臨時交付金事業費の増額が増加の主な要因です。

60ページの商工総務費では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける町内事業者の店舗等で使用可能なプレミアム付商品券を発行する町内経済循環事業、新しい生活様式に対応した事業継続や感染拡大防止対策に必要な施設整備費等を支援する新生活様式導入支援事業を実施し、地域経済の循環を図る取り組みを行ってまいりました。

商工振興費では、町内の産業間の連携と活性化を目的としたひらお産業まつりを昨年度に引き続きオンラインで開催し、町内産業の活性化に取り組みました。

また、専門相談員を配置した消費者相談窓口として管内1市4町で共同して設置している、柳井地区広域消費生活センター業務の利用促進に引き続き取り組んでまいりました。

60ページから61ページの観光費では、イタリアーノひらおプロジェクトのオリジナルブランドPR事業として、観光大使や町民等が出演いたしましたプロモーション動画を制作し、イタリアーノひらおの取り組みを町内外に向けて発信いたしました。

また、特産品開発事業としては、新たに名切オリーブファームを開設し、オリーブとレモンの苗木を植樹しました。あわせて栽培技術の普及啓発のために栽培教室を開催するなど、今後の特産品化に向けた準備を進めてまいりました。

61ページからの土木費は、総額6億7,333万2,507円となり、前年度対比では8,671万5,056円、14.8%の増加となっております。要緊急建築物耐震化事業に係る補助費や橋梁補修工事費のほか、町営住宅改修事業費の増額が増加の主な要因であります。

62ページの土木総務費では、要緊急建築物耐震化事業における光輝病院の耐震化に対する補助費が大幅に増加しておりますが、その要因は国の補助制度が変わったことによるものであり、町の負担は増加しておりません。また、新型コロナ臨時交付金を活用して、図面や設計書等を電子化する作業を実施いたしました。

62ページから63ページにかけての道路橋梁維持費では、道路メンテナンス事業補助金を活用した橋梁補修工事、繰越事業として社会資本整備総合交付金を活用した町道法面对策設計業務や道路舗装工事を行い、道路維持管理に努めてまいりました。

町道法面对策工事や橋梁補修工事の一部につきましては、関係者との調整等に時間を要し、翌年度への繰越事業となっております。

63ページの道路橋梁新設改良費では、繰越事業を含みまして7件の道路改良工事を実施し、道路整備に努めてまいりました。一部の工事につきましては、関係者との調整等に時間を要し、翌年度への繰越事業となっております。

63ページから64ページにかけての河川維持改良費では、繰越事業を含みまして6件の老朽護岸改良工事と1件の排水ポンプ改修工事を実施し、河川整備に取り組んでまいりました。一部の工事につきましては、入札の不調から工期に遅れが生じ、翌年度への繰越事業となっております。

また、県営事業の大内川総合流域防災事業に取り組んでおりますが、工事の一部において関係者との調整等に時間を要し、翌年度への繰越事業となっております。

64ページから65ページの都市計画総務費では、都市計画道路を見直す資料の作成に取り組んでまいりました。

65ページの下水路費では、下水路改修事業における一部の工事につきまして、関係者との調整等に時間を要し、翌年度への繰越事業となっております。

65ページから66ページの住宅管理費では、磯崎団地外装改修工事を行い、施設の維持管理に努めてまいりました。また、ホームタウン平生の公園遊具改修による居住環境整備のほか、中村団地解体設計や町営住宅解体工事など、施設管理を進めてまいりました。

66ページからの消防費は、総額で2億7,155万194円となり、前年度対比では966万9,254円、3.4%の減少となっております。消防施設費では、年次計画的に消防ポンプ積載車を購入しており、令和3年度において古い車両の一通りの更新が終了いたしました。

67ページからの教育費は、総額4億2,688万5,675円となり、前年度対比では

1,659万409円、3.7%の減少となっております。

GIGAスクール構想の校内通信ネットワーク整備工事費などの減額が減少の主な要因であります。

67ページから69ページにかけての事務局費では、GIGAスクール構想における1人1台端末及び高速大容量通信ネットワーク環境の整備が完了したことから、利活用を推進する段階へと移行し、端末管理システムや電子教材の導入など家庭への持ち帰りに向けた取り組みを進めてまいりました。

69ページから70ページにかけての小学校費の学校管理費では、佐賀小学校の屋内運動場屋根改修工事、平生小学校のプール改修工事を行い、児童の安全安心な施設環境整備に取り組んでまいりました。

また、新型コロナ臨時交付金を活用して佐賀小学校保健室に温水器を設置いたしました。

さらに、国庫補助金を活用した学校保健特別対策事業は感染症対策として必要な備品の購入などを行い、学校施設内での保健衛生管理に取り組んでまいりました。感染症対策に対応していく中で学校教育活動が継続して行えるよう、学校教育活動継続支援補助事業は翌年度への繰越事業となっております。

70ページの教育振興費では、継続事業ではありますが、遠距離通学費や就学援助費の支援のほか、佐賀小学校においては、補助教員を配置して複式学級の設置に伴う不安解消ときめ細やかな教育の推進に取り組んでまいりました。

また、新型コロナ臨時交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症に起因するキャンセル料等の保護者負担を軽減させる、修学旅行等支援事業を実施いたしました。

71ページから72ページにかけての中学校費の学校管理費では、グラウンドの側溝整備工事などを行い、生徒の安全確保や施設環境整備に取り組んでまいりました。

なお、中学校のプール改修工事については、翌年度への繰越事業となっております。

72ページから73ページにかけての教育振興費では、継続事業ではありますが部活動指導員を配置して、部活動の充実、教職員の負担軽減への取り組みを行ったほか、遠距離通学費や就学援助費の支援に取り組んでまいりました。

なお、中学校費におきましても、学校保健特別対策事業、学校教育活動継続支援補助事業及び修学旅行等支援事業を小学校費と同様に実施いたしております。

75ページから76ページにかけての図書館費では、第三次子ども読書活動推進計画に基づき子どもたちの読書活動の推進に取り組んだほか、図書の購入に役立てていただきたいとの特定寄附金により図書を購入いたしております。

また、繰越事業を含め新型コロナ臨時交付金を活用した書架等の購入を進めてまいりました。

76ページから77ページにかけての歴史民俗資料館費では、光熱費の削減を図るとともに快適な見学環境を提供するため、展示室の照明をLEDに改修いたしました。

78ページから79ページにかけての保健体育施設費では、体育館の電気設備の改修や武道館照明のLED化など施設の長寿命化に取り組んでまいりました。

79ページの災害復旧費は、総額1億235万5,737円となり、前年度対比では4,304万7,116円、72.6%の増加となっております。農業用施設補助災害復旧事業費の増額が増加の主な要因であります。繰越事業として、農林業用施設、土木施設の復旧工事を施工いたしました。8月豪雨及び9月の台風などにより被災いたしました農業用施設、林業用施設におきましては、規模が大きく相当の施工期間を要することから土木施設におきましては、入札の不調などから余儀なく繰越しとなっている工事もございます。

80ページの公債費につきましては4億9,738万6,642円となりまして、前年度対比では445万5,591円、0.9%の減少となっております。

80ページから81ページにかけての諸支出金は9,277万596円となり、前年度対比115万8,250円、1.3%の増加となっております。水道料金低減対策事業の補助金額の増額が増加の主な要因であります。

以上が一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率が普通交付税額の増加が主な要因で82.1%となり、6.7%減少しております。

また、実質公債費比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した数値において12.5%となり、前年度と同比率となっておりますが単年度としましては、普通交付税額の増加が主な要因で0.4%改善しております。

将来負担比率につきましても121.6%となり、15.0%改善しております。新庁舎建設に伴い、地方債残高は増加しましたが、普通交付税額の増加等が比率改善の主な要因であります。

各種指標において改善がみられますが、他団体と比較しますと依然として高い数値であるため悪化することのないよう今後も財政運営に注意を払い、最重点課題として取り組むこととしております。

財政基金の残高は、令和2年度末と比較いたしますと、2億6,824万7,714円の増額となっており、令和3年度末残高は6億3,494万5,026円となっております。増額の主な要因としましては、令和2年度末において繰越事業の新型コロナ臨時交付金事業に一般財源を措置していたことによるものです。公共施設の老朽化対策への備えとして、公共施設建設基金への積み立ても計画的に進めております。財政状況は今後、高齢化による医療給付費や介護給付費が増加することが予想され、社会保障関係経費の上昇や老朽化した公共施設の維持補修費、人口減少に伴う納税義務者の減少による税収をはじめとする一般財源の確保の困難さなど、地方財政を取

り巻く環境は予断を許さない状況であることに変わりありません。今後も行財政改革を推し進め、引き続き財政健全化に取り組むことが必要不可欠であると認識しております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

認定第2号「令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について」御説明申し上げます。

歳入総額は16億5,111万4,822円、歳出総額は16億2,549万2,240円、歳入歳出差引残額は2,562万2,582円でありまして、これにつきましては令和4年度へ繰り越すものであります。令和3年度末における国民健康保険加入被保険者数は、前年度末と比較して134人減少して2,547人となっております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

5ページの国民健康保険税につきまして、令和3年度の保険税収入額は前年度と比較いたしますと現年課税分と滞納繰越分を合わせて967万7,650円減少して、1億6,951万800円となっております。保険給付費にかかる費用につきまして、県から12億5,736万6,080円が交付されております。

次に歳出であります。9ページからの保険給付費の一般被保険者療養給付費は1,051万4,691円増加し、10億1,556万3,988円となり、前年度対比では1.0%増加しております。保険給付費全般では810万2,323円増加し、11億8,956万2,913円となっております。今後も被保険者数は減少すると見込まれますが、県が示す標準保険料率を念頭に計画的な基金の活用を踏まえ適切な事業運営を進めていきたいと考えております。

医療費の抑制に向けてAIを用いた特定健診の受診勧奨に取り組んだほか、歯科健診事業、生活習慣病など健康づくりに対する意識の向上、重症化を招かない予防事業を推進するなど医療費の抑制に引き続き取り組んでまいります。

次に認定第3号「令和3年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入総額は7億4,826万7,410円、歳出総額は7億4,276万7,410円、歳入歳出差引残額は550万円でありまして、これにつきましては令和4年度へ繰り越すものであります。

令和3年度の管渠整備につきましては、宇佐木地区では田布路木・上殿、大野地区では中村・弁上において実施しております。これにより、令和3年度末の整備面積は全体では282ヘクタールとなっており、普及率は61.7%、水洗化率は94.5%となっております。

3ページからの歳入の主な内訳といたしましては下水道使用料であります。1億2,976万9,506円となりまして、前年度から93万3,041円の減少となっております。

収納率は、上下水道使用料の賦課徴収事務の一元化により高い収納率を維持しており、現年度

は99.9%となっております。

受益者負担金と下水道使用料につきましては、督促や臨戸徴収を進めておりましたがやむを得ず時効による不納欠損処分を行っております。

国庫支出金は、国庫補助金が6,050万円となりまして、前年度対比2,510万円、70.9%の増加となっております。補助対象事業費の前年度繰越分の増加が主な要因であります。

一般会計繰入金は、9.8%増加して3億591万4,604円となっております。職員数の増に伴う人件費の増額が主な要因です。

5ページからの歳出ですが、下水道管理費につきましては、公営企業会計システム構築事業の減額が主な要因で219万3,880円減少しております。

6ページの下水道整備費の工事請負費では、公共下水道管渠布設工事や公共ます設置工事など繰越事業分を含め16件の事業を実施しております。

なお、宇佐木地区での管渠布設工事の一部では安全対策など地元との調整に時間を要し、翌年度への繰越事業となっております。

公債費は、4億円を超えるものとなっております。この傾向はしばらく続くと認識しており、公債費の適正な管理に引き続き努めていくことにしております。

次に、認定第4号「令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入・歳出総額ともに1億3,339万9,319円となっております。実質収支額もゼロとなるものであります。

管渠整備につきましては平成19年度に完了しており、令和3年度末の水洗化率は76.9%となっております。処理区域内人口が減少しており、流入量も減少することが予測され、処理施設の維持管理費の確保が大きな問題となります。引き続き水洗化の促進に取り組み、財源確保の点からも使用料収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

3ページの使用料につきましては1,579万2,251円となりまして、前年度対比71万8,682円、4.4%の減少となっております。

一般会計からの繰入金につきましては6,384万7,068円となりまして、前年度対比145万3,282円、2.3%の増加となっております。公債費の増額が主な要因であります。公債費では、引き続き適正な管理に努めていきたいと考えています。

続きまして、認定第5号「令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入・歳出総額ともに2,303万2,845円となっております。実質収支額もゼロとなるも

のであります。

介護認定審査会は毎週2回の開催を基本としており、総開催回数は60回で審査判定件数は1,799件で、前年度と比較して101件減少しております。

3ページの歳入につきましては、これまで同様、審査会の構成町であります、田布施町と上関町からの負担金と平生町からの運営費としての繰入金により審査会事業を運営しております。

4ページの歳出につきましては、認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。運営業務につきましては、前年度と内容に変更点はありませぬ。

続きまして、認定第6号「令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入総額は13億9,203万5,718円、歳出総額が13億5,325万5,425円となりまして、歳入歳出差引残高3,878万293円を令和4年度へ繰り越すものであります。

令和3年度末の第1号被保険者数は4,491人で前年度と比較して59人減少しております。

5ページからの歳入につきましては、介護給付費に要する財源として保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金などで構成しております。

歳出の10ページから11ページにかけての保険給付費につきましては、給付費総額が12億4,417万962円となりまして、前年度と比較して2,379万3,268円、1.9%の減額となっております。介護サービスの利用者が減ったことによる給付費の減少が主な要因であります。

要介護者に対する給付であります介護サービス等諸費では11億5,939万6,131円となりまして、前年度と比較して680万5,258円の減額となっております。

要支援者に対する給付であります介護予防サービス等諸費では1,349万2,595円となりまして、前年度と比較して120万6,886円の減額となっております。

ちなみに、令和3年度末の高齢化率は40.1%となっております。

新たな取り組みとして、地域住民と行政が協働して高齢者の買い物や通院のための移動を支援する高齢者おでかけ支援事業を開始し、地域の実情に応じたサービスを提供するための取り組みを進めてまいりました。介護保険事業計画に沿って、一人でも多くの高齢者の皆さんがふるさと平生町で元気に暮らしていけるよう介護予防の取り組みを進めてまいります。

また、引き続き高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの構築に努めるとともに、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に取り組んでまいります。

次に、認定第7号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について」であります。

歳入・歳出総額ともに2億5,380万8,095円となりまして、実質収支額もゼロとなるも

のであります。

3ページからの歳入の主なものは後期高齢者医療保険料で、歳入総額は1億8,120万1,791円となり、歳入決算総額全体の71.4%を占めており、収納率は現年度分で99.8%であります。

5ページからの歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額で2億4,163万8,015円となっており、歳出決算額全体の95.2%を占めております。

以上で、一般会計と6つの特別会計の歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、別冊の財産に関する調書、令和3年度決算の附属資料及び決算審査意見書を御参考に御審議を賜りますようお願いを申し上げまして決算報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

日程第31. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中川 裕之君） 日程第31、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。

質問の通告順により、順次発言を許します。河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） それでは、質問をさせていただきます。

理想の未来を実現するために、町長と教育長にお尋ねをいたします。

今からお話することは、場合によってはとても私自身恥ずかしく、御批判を受けることと認識をしながら申し上げたいと思います。

もちろん未来は私たちみんなのものです。でも20年後、私67歳です。私は、子どもたちの理想の未来、明るい未来の平生町をつくれるのは、今の子どもたちだと考えています。極端に言う今日、今生まれた子です。私は今起きるみんな、特に子どもたちの未来のことを想像して、子どもたちにとって何が最善かを考え、様々な決断をしています。その結果が全体の幸せにつながると考えています。

町長、教育長、それぞれいかがでしょう。極端な私の考えですが、どのように思われましたか、お答えいただきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 子どもの将来ということでございますが、平生町で一番長い計画というのは平生町の総合計画だと思ひまして、本町では令和3年度から10年間を期間として、第五次平生町総合計画をスタートさせたわけでございます。本計画では平生町民憲章を理念と定め、10年後の将来像を「自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生」としております。この将来像は、本町における10年後の理想の未来と言えらると思ひますが、昨年度からその実現に向けて取り組んでおります。この将来像も実現のベースには、持続可能なまちづくりが必要であります、そのためには子どもたちもまちづくりに関わっていくことが重要だと考えております。

本計画の策定に当たっては、町民を対象としたアンケートに加え町内の児童・生徒等を対象といたしましたアンケートを実施し、将来像の決定過程において参考にさせていただいているところであります。

子どもは、地域の宝だと言われて大切に守っていく存在でもあり、さらには子どもたちも立派な地域の担い手でもあります。大人も子どもも一人一人の強みを生かしながら、生き生きと活躍できる幸せのまちを目指してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 理想の未来を実現するためにということで、決断するということについての御質問にお答えをさせていただきます。

社会や生活の変化が大変加速度を増して、複雑で予測困難な時代と、この時代において将来の新しい時代を生きる子どもたちには、学校教育にあつては様々な変化に向き合い、他者と協働して課題を解決していくこと、そして複雑な状況変化の中で目的を再構築する、このことができるようにする、こういうことなどが求められているわけでございます。

こうした中、小学校から令和2年度以降、順次全面実施されています新学習指導要領では、「新しい時代に求められる資質・能力これを新たに整理をし、これを育むための授業改善の視点、主体的・対話的で深い学び、これを位置づけ、各学校において教育活動の質の向上と学習効果の最大化を図るカリキュラムマネジメントを確立すること」このようにされました。

さらに、令和3年1月には中央教育審議会から新しい時代の学校教育の在り方、これについての答申、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」これが出されまして、ここでは学校現場や教育委員会などが直面する課題とともに、これから目指すべき教育の姿が語られています。

加えて、令和3年度はGIGAスクール元年と、このように言われまして、GIGAスクール構想がスタートいたしました。このような子どもたちを取り巻く環境と教育を取り巻く状況にあ

って、何をすべきか決断するに当たっては、今の子どもたちの心情などの実態にしっかりと寄り添いながら、子どもたちが飛び込んでいく将来の社会や理想の未来を投影して、何をすべきか考え決断することがとても重要だと考えています。

GIGAスクール構想を例に挙げますと、このGIGAスクール構想については、これからの教育DXの時代の学びを意識しながら進めていかなければなりません。そのため、まずは、全国の先進自治体から取り組みの情報収集を行うこととし、それらも参考に保護者、児童・生徒、教職員、それぞれに対して学期初めや長期休業前などの時期を選んで、手引きなどを作成・配布し、理解を求めたり研修の機会を作って実践を図ったりすることを通して、学びの変化についての保護者や子どもの理解、教員の研修と意識の改革を目指して、その都度、判断して実践をしてきたところでございます。

さらに今後は、このことに係る教育の実践の積み重ねと検証を目指して考え、判断していかねばならない、このように考えているところでございます。

子どもたちは、多くの時間を学校で過ごしております。その学校は今を生きる子どもたちにとって現実の社会とのかかわりの中で、毎日の生活を築き上げていく場であるとともに、未来の社会に向けた準備段階としての場でもございます。日々の豊かな生活を通して未来の創造を目指す、そのための学校教育の在り方を探求し、新しい学校生活の姿と求められる教育や授業の姿を描き、各教科の在り方や教員など大人のかかわり方の在り方などを探求していく、こうした俯瞰的で総合的な視点を大切にして、引き続き判断をしてまいりたいとこのように考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） 御答弁ありがとうございます。この議場にいらっしゃる皆さん、もちろん、ほぼ全ての方が子どもたちのことを大切に考えている方だと思っています。

しかし、その決断が子どもたちの未来にとって時代錯誤の間違った決断だったら申し訳ない、かわいそう、そんな言葉では済まされません。子どもたちの未来の可能性の選択肢を私たち大人がそいではなりません。私たち今の大人は、過去に遡って当時の大人たちが作った社会で育ち、守られてきました。悲惨な戦争の中、国のために命をかけ、高度経済成長の中、世界に誇れる日本をつくってこられました。それを私たちは引き継いでいます。

これまで、このやり方、これでぎりぎり何とかなっているようには見えています。でも、これからはというよりも、少し前からは世の中の劇的な変化のスピードにはついていけないのが現実ではないでしょうか。世の中の劇的な変化は、簡単には説明も理解することも難しい状況です。でも、説明も理解もできなくていいんです。最悪なのは、もう時代の変化を認めず周りから見れば自分がこの国の憲法のように無意識に振る舞ってしまう、未来への営みを阻害してしまう、裸

の王様、有力者が支配をしてしまうことです。その多くは、残りの人生を無意識に勝ち逃げようと、さらに変化を嫌います。そして、物申す者を無意識に悪者に仕立て排除します。

こういう人がここにおられるということではありません。そのようなことにならないように今の自分たち、この状況を受け入れ認め、やるべきことは何かを見極め、平生町の今と未来のために決断をしていきたいと思います。

もちろん、平生町の今と未来は、先ほど町長から御答弁もありましたけれども、総合計画のもと進められています。これを変えろという話ではありません。もう、それぞれの事業、この総合計画も含めて、すごく練られて素晴らしい事業ばかりです。

この総合計画もできた瞬間から過去のものになっていきます。1日で24時間古くなります。その1日で世の中は過去の24時間よりも速く変化をしています。私が学生の当時、27年ほど前ですね、大学の教授が言っていました。「以前は10年一昔と言っていたが、今は3年一昔から1年一昔だ、ものによっては3カ月一昔だ」と。あれから30年弱、今はもうその教授はいらっしゃいませんけれども、その教授に今は一昔ってどのくらいの期間なのか聞いてみたいです。

以前、町内の小中学校へのタブレット導入時に「そもそもこんなものが要るのか」とか、「マイナンバーカードを紛失したら全ての個人情報はどうなるんだ」といったような不安を解消せず、それ自体をそのものを理解しないだけでなく、その先の想像もできない、未来を創造することさえもそもそも発想にない、平生町の大切な決定にそのような方が大多数であればどうでしょう。確かに知らないこと分からないこと不安ですし、怖いと思います。過去の実績や経験を基に失敗をしないことが大切なことでもあります。行政は失敗しないことがとても重要です。

ですが、町長、そろそろやっちゃってもいいんじゃないでしょうか、思うように。平生町民にとって浅本町長は大人、特に高い年齢の方にとっては今までにないタイプの方、ニュータイプだと思っています。就任当初は町長の素直で正直な発言によって、執行部の担当の方の表情の変化、ときには頭を抱えていらした方を、こちら側の席から平生町は変わるとワクワクしながら僕は見ていました。この数年で、しがらみもできたかもしれませんが、いまだに正直に平生町を見ておられる。過去の積み重ねのほとんどは必要なものです。必要なものは守りながら、未来を生きる子どもたちや、そのまた子どもたちのために今を町長の感覚で理解し、未来の様々な決断をお願いしたいと思います。

そして教育長、近年の教育の現場の変化は感覚的には町長部局のそれをもはるかに上回るスピードで変化をしています。先ほどGIGAスクール等の御説明もありましたけれども、ハード面など環境はかなり充実しました。教育長が平生中学校に赴任されたとき、何と背の高い関西弁の先生が――授業はもちろん、部活動や生徒指導など熱血指導で生徒からの信頼は相当厚いものでした。

今度はその情熱を、機器や仕組みを使いこなす人材、教員を含めてですね、専門の人材等も昨年度から採用されておりますけれども、それらを使いこなす人材を育て、足りない人材を集め、平生町の教育のレベルをぐっと上げる熱血な決断をしていただけないでしょうか。

それぞれお二人、またちょっと突拍子もない質問ですけど、お答えいただけたらと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、社会は劇的なスピードで変化し続けておりまして、これまでの成功パターンが通用しない時代を迎えていると思います。実際、2年半前にこのようなコロナがはやるなんて、誰も思っていなかったと思います。ただ、なった以上、国としてどうするかというのは国が判断し、直ちに学校を休校にさせました。まあ、よかったかどうか私にも分かりません。

ただ、対応はやっぱりそのときそのときで何が一番いいかというのをやっているんだろうと思います。私どももこのコロナになってどういう対応がいいのかというのは、一生懸命みんなで議論をいたしました。本当に社会は劇的に変わるというのは身に染みて、今、思っているところでございまして、私どもの、さっき言いました総合計画の10年、ただ、この10年だけでもこれは修正していかんといかんのだと。もちろん時代が変わるから、今のこの現実と5年後にどうなるかというのは、10年計画だけでもこれは修正していかなきゃいけないんだという中で、それはもちろんそういうふうやっていくのが行政だというふうに思っておりますので、そのためにも将来像をしっかりと見据えながら、現在の状況を冷静に捉えて、子どもたちがふるさと平生を心の支えにし、自らの可能性を發揮できる環境づくりに向けて、一つ一つ丁寧に政策を決断してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） お答えいたします。

議員言われたとおり、今、少子高齢化、核家族化、情報化や技術革新、そして国際化、こうしたことなど急激な社会変化の中に子どもたちはいます。

特に、情報化に関しては、学習方法や児童・生徒、保護者、教員などとのコミュニケーションの手段、家庭での過ごし方など、大きな変化と課題を生み出しています。

そうした中であっても、これまで積み重ねてきた子どもとの関わりを重視して、知・徳・体、これを一体で育む教育、これまでのこの教育を引継ぎ、明るい理想の未来に向けて御指摘のように適切に判断を重ねていかなければならないと、このように考えているところでございます。

また、情報化に係るハード面などの環境は充実して、これからは使いこなす専門的な人材を集めたり育てたりすることだと、このような御指摘もございましたけれども、このことも含め、常

に本町教育の進化と子どもたちの健全育成を念頭に置いて、適切に判断をし、未来を生きる子どもたちのために努力をしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中川 裕之君） 河藤泰明議員。

○議員（7番 河藤 泰明君） お二方とも丁寧な答弁ありがとうございます。

過去も今もそれぞれ取り組まれている事業、本当に素晴らしいものだと考えています。あとは、その事業一つ一つをどうやって進めていくかなんかと思うんですよ。例えば一つの事業があつて、対象者がたくさんいるのにここがこうだからこの事業に合わない、取り扱えない理由ばかりやっぱり探しているように見えるんです。その事業はどんどん使ってもらわないとせっかくいい事業ですから、以前にも申し上げましたけど総合計画についても随時見直していただいて、より多くの人、無駄遣いはだめですけども、必要なところに必要な決断をしていただきたいと思います。

さらに、一般質問の場で申し訳ないんですが、厚かましくも立場をわきまえずにお願いをさせていただきたい。執行部の皆さん、そして職員の皆さん、そして教員の皆さん、もうみんなにお願いします。

町民に、子どもたちに、大人の本気を見せてやりましょう。そして、数十年後、子どもたちのつくった未来の平生町で幸せに暮らしましょう。そして、同じくらい——今の時点と本当に同じくらい大切なのは、平生町で暮らしておられる高齢者や社会的弱者と言われる方々を置いてきぼりにせず、取り残さず、最後まで大切にすることです。

町長、教育長、今とこれからを平生町で過ごすみんなのために、力強く平生町の進むべき道へ向かって旗を振っていただけると、答弁を聞きまして感じましたので、ぜひともトップに立って、皆さん町民全員を引っ張っていただければと思います。

では、一般質問を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） それでは、質問をさせていただきます。

コミュニティ活性化についてお伺いいたします。

第五次平生町総合計画の基本構想の将来像には、「自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生」と掲げてあり、住民一人一人が将来にわたって活躍し安心して快適に暮らす中で、幸せを実感できるまちの姿を記載されています。

先日から各6カ所のコミュニティを訪問し、それぞれの協議会の活動のお話を聞いてまいりました。各コミュニティにおいては、それぞれの地域に合った思いやりのある活動をされておりましたが、人材不足という課題があるようでした。

コミュニティは、町から助成金をもらい、自営運営をしていくのですが、行政の主導ではなく、住民も行政に参加してもらうことに意義があると考えます。

そこで、人づくりと住民参加の行政の推進について2点、伺いたいします。

1点目に、人づくりについてですが、あるコミュニティにおいては高齢化が進んでおり、これから5年、10年たったら人材がなくなるのではないかという不安の声がありました。持続可能な社会としていくためには、町長はこれらの課題についてどのように考えられますか、お尋ねいたします。

2点目の住民参加の行政の推進については、コミュニティ協議会などの住民団体の活性化を図るために、集落支援、センター職員が各コミュニティにおられますが、どのような役割をされているのか、お尋ねいたします。

そして、またできるだけ多くの町民の方々に参加していただけるよう推進していかねばなりません、こういった点について、町長はどのように考えられるのか、伺いたいします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

本町では、平成25年度に平生町参加と協働のまちづくり条例を制定し、住民の参加と協働によるまちづくりに取り組んでいるところでございます。

現在、6つの住民自治組織であるコミュニティ協議会が、各地域交流センターを拠点として、地域の活性化や地域課題の解決に向けた取り組みを進めております。

そうした中、地域が抱える課題は多種多様化、複雑化しており、その対象も子どもから高齢者まで広範囲となっております。加えて、地域の連帯感の希薄化、世代の断絶などにより、住民の意識の中から、地域社会に対する関心や依存度が低下しております。

自治会など地域コミュニティを支える様々な役割を担う人の負担が増えるため、新たな担い手の不足といった問題が深刻化してきており、地域活動におけるリーダー等の人材の育成が重要となっております。

町といたしましては、地域活動におけるリーダーの教育のため、自主的に学び、体験できる機会を提供するなど、人材育成に努めておりまして、各コミュニティ協議会などを通じて、先進事例の紹介や県などが主催する地域づくりに係る各種の研修会等への受講を勧めたりしております。

あわせて、住民団体の直接の窓口となる各地域交流センターの職員や集落支援員も積極的に研修に参加し、またコミュニティ協議会相互の交流や情報共有を図りながら、次世代につなぐ担い手、リーダー等の人材育成の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それから、コミュニティ協議会の状況ですけれども、各地域交流センターには集落支援員、センター職員を配置しております。

集落支援員につきましては、各地域交流センターに1名ずつを配置しております。地域の巡回や点検を行い、地域の活性化のための課題整理などを行ったり、コミュニティ協議会への活動の協力や支援などの役割も担っております。また、各施設の管理や運営についても行っています。

センター職員につきましては、各施設2名程度を配置し、主催行事を企画立案、その運営を行っています。また、施設の管理についても行っております。

集落支援員、センター職員とも、地域のために活動を行うことにより、地域に根差した存在となっております。

町では、各地域交流センターを拠点として、様々な世代の住民や団体が交流できる機会を増やし、住民の主体的な取り組みを支援していくことで、まちづくり活動の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） ありがとうございます。いろいろ人材については、いろいろ教育とか、そういう支援をしておられるようですが、各コミュニティの世帯数は、宇佐木が430世帯、堅ヶ浜が225世帯、まち・むらが1,602世帯、大野が833世帯、曾根が544世帯、佐賀が740世帯となっております。

このように世帯数は違いがあります。世帯数に応じた対応が必要だと思いますが、一律同じ状況を現在はおられますが、こういった世帯数に応じた対応、人数、人材を置くということについては、町長はどのように考えておられるかお聞きいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 基本的には現行の体制で対応できているというふうに認識しております。ただ人数がかなり違うということでございますが、これ地域で、やはりその地域の方々がやることなんで、人数が多いから半分にしろとか、そんな話ではないと思うんです。

やっぱりその地域を、6つの地域で自分たちが課題であるもの、またどういうことが必要かというのを考えていただくということなので、やはり人数が多かったり、少ないところもあるかと思いますが、ただ地域が離れておりますのでね、その課題を自分たちで何とかしていこうということでございますので、今のところはそういう人数に応じて変えていくとかということはやっていくつもりはございませんが、ただ状況によっては今後そういうことが、何と言いますかね、多すぎてできませんとか、そういう話になったときはまた地域をどうするかも含めて、そのときは検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 岩本ひろ子議員。

○議員（8番 岩本ひろ子さん） やはり世帯数が多いところにおいては地域のコミュニティによって、ここは努力してもらわなきゃいけないかも分かりませんが、なかなか行き届いていないという現状があります。

先ほど申し上げましたように、第五次総合計画にもありますように、平生町民の一人一人が取り残されることなく行政サービスを受けられるよう、また平生町に住んでよかったと思ってもらえるようまちづくりをし、心豊かな生活が送れるようにしていただきたいと思いますので、要望して質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） 質問をさせていただきます。

大きく分け、平生町農業の将来像についてと太陽光パネルに関する問題についてを伺います。

初めに、平生町農業の将来像についてです。農業政策の現時点での推進状況を伺います。農地の保安全管理については、曾根地区中田集落において、御指導、御協力をいただいております。ありがたく思っております。資料集め、アンケート等を実施していただいているところですが、そのことについての進捗状況について尋ねます。

2点目は、有害鳥獣対策についてです。自分の土地を自分で守るのは基本。しかし、休耕田、荒廃地、ため池、空き家は年々と増加傾向。持ち主は、町外で住んでいる人も含め、迷惑をかけていることを理解していないのではないのでしょうか。このことについて、現在の行政の対応はどのようにしているのか、お尋ねです。1年間を通して一生懸命頑張った農民が、一夜にして荒らされた水稲、野菜、果物の現場を見たときの気持ちをどのように理解し、改善しようと取り組んでいるのか。イノシシはメッシュ柵の柵を顎で上に上げ、田畑に入るケースが多い。所得減の上、全体を電気柵で囲むことは、負担が体力的にも金銭面でもかかり、頭を痛めているのが実情です。改善策はないのでしょうか。

3点目は、農業の効率化と担い手についてです。道路、川、田畑の基盤整備が完成していれば、担い手は会社と農業の両立ができ、若いときから農地を守り存続でき、経済的にも環境的にも良好。改革なくして成長なし。

都会からUターンを考えている若者は、今の里山を見て、「何にも昔から変わらない」「現状では魅力がない」「このままでは集落がなくなるのを待っているしか考えられない」「将来を見通すアイデアが欲しい」「地方創生を本気で取り入れ、行政と地域住民が協力することにより、努力は実を結んでくれることを期待する」盆に里帰りした担い手の子どもたちの生の声です。どのようにお考えでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

平生町の農業の将来像を問うという御質問でございます。

まず、最初の御質問の曾根地区の中田集落の状況について申し上げます。中田集落では、現在、人・農地プランの策定に向けて取り組みを進めております。この人・農地プランと申しますのは、地域の高齢化や担い手不足、また耕作放棄地の増加が懸念される中、今後、誰がどのように農地を守っていくのかを、集落の話合いを基にまとめることとございまして、現在、中田集落では、この人・農地プランを作成するため、これまで中田集落の農地所有者及び耕作者を対象としてアンケート調査を行い、その結果を基に集落座談会を2回、実施してきたところでございます。

1回目の座談会においては、参加者から中田集落内における農地の課題や担い手の課題などについて御意見をいただき、2回目の座談会においては、御意見のあった農地の課題に対する解決策を参加者に御提案させていただいたところでございます。今後も引き続き、集落の意見を聞きながら、人・農地プランの作成に向けて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、有害鳥獣被害でございますが、近年、高齢化や都市部への人口流出など社会的な要因を背景といたしまして、土地所有者が近くにいないという状況があり、様々な環境上の課題を発生させ、土地等の適正な管理についても、毎年多くの相談が寄せられております。

そのうち、耕作放棄地を始めとする空き家の雑草繁茂等や空き家に関する相談については、令和2年度に25件、令和3年度に35件となり、特に雑草繁茂については、春から秋にかけて多く寄せられている状況でございます。

町といたしましては、住民からの、動物の住居になっている等、土地や空き家の管理に関する相談を受けた場合、現地確認を行い、所有者等に対して写真を付した文書により、当該地の状況や近隣に迷惑がかかっている旨をお伝えするとともに、その対応についてもお願いしているところでございます。

しかしながら、こういった雑草繁茂等の対応については、所有者等が遠方に住まれている上、労力や費用を伴うケースが多く、なかなか解決に結びつかないのが実情でございます。

加えて、この問題は町が最終的に解決できる事案ではないため、相談者と相手方が良好な関係構築の下、適宜連絡を取り合い、個人または地域での話合いの上、解決いただけることが理想であると考えております。

いずれにいたしましても、議員の御質問にありましたように、自分の土地を自分で守る、管理するのが基本であります。引き続き、個人が所有される土地や空き家については、所有者により適正な管理をしていただけるよう、必要な情報の提供、指導、助言等に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、イノシシ被害への対策でございますが、近年、県内各地のイノシシの生息数は増加する一方であり、町内においてもイノシシの目撃被害状況は、もはや珍しいものではなくなっております。特にここ数年において、市街地への出没も確認されるようになりました。

議員の御質問にもありましたとおり、苦勞して育てられた農作物へのイノシシの被害、そして一夜にして田畑が踏み荒らされた情景は、農家の方々にとって精神的にも大きなダメージ、ショックであろうと推察いたします。

このイノシシを代表とする鳥獣被害防止の対策としては、県は3つのポイントを提唱されております。1つ目が被害を与えている動物を直接捕まえる捕獲、2つ目が柵の設置による防護、3つ目が人の近くの住居をなくす生息地管理であります。

まず1つ目の捕獲につきましては、平生町有害鳥獣捕獲対策協議会の捕獲隊員により、令和3年度はイノシシ402頭、今年度は8月末現在で176頭を捕獲しているところであり、引き続き捕獲活動に取り組んでいくことといたしております。

2つ目の防護については、一般的にも電気柵などの防護柵の設置は有効な侵入防止策とされていることから、本町においても防除柵の設置補助を行っております。令和2年度においては66件、令和3年度は59件の申請があり、イノシシの行動範囲の広がりとともに、防除柵のニーズも増加傾向にあると感じております。議員が御指摘のとおり、農業をされている方などにとって、この防除にかかる費用が負担となっていることもあり、その軽減のため、平成29年度からは、それまで農家について1回限りの交付としていたものを年度に1回の交付とし、補助金の交付限度額につきましても2万円から3万円へ増額する支援の充実を図ったところでございます。

3つ目の生息地管理であります。先ほどの水耕田等の空き地、空き家の管理につながっております。地域内では、できるだけイノシシの住処となるやぶや雑草地を放置しないことが重要となりますが、この生息地管理は地域ぐるみの活動が必要となります。地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、町としてもできることは行っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、有害鳥獣被害防止に対する決定的な解決法がない中、県の提唱するこの3つのポイントを柱として、地域の皆様や農家の皆様の御意見をいただきながら、引き続き被害防止対策を行っていききたいというふうに考えているところでございます。

次に、農業の効率化と担い手についての御質問をいただきました。

御指摘の会社と農業の両立についてでございますが、このような兼業農家は、本町で行われている農業形態の中で大多数を占めておまして、その維持継続は、平生町の農業を存続していく上で大きな課題であると認識をいたしております。

そのため、町では農機具レンタル経費の一部助成など、小規模農家支援の取り組みを第五次総

合計画にも位置づけ、進めることとしておりまして、これらの取り組みにより兼業農家の維持継続につなげていけばと考えているところでございます。

また、地域農業の維持継続を図る体制づくりを目的として、人・農地プランの作成や中山間地域等直接支払制度による集落戦略の作成を進めておりまして、集落の座談会を通じて農業者の意見を聞くなど、将来にわたって地域の農家が維持していけるための取り組みについても検討を行っているところでございます。今後、こうした取り組みを通じて、本町の兼業農家の維持継続の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

それから、将来の担い手の生の声として、貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。本町では、農業従事者の高齢化や担い手不足が喫緊の課題でございまして、農家の将来の担い手が平生町へUターンし、本当の担い手になっていただけることについても、取り組みを進めていかなければならないと考えているところでございます。

そのためには、現在、町が定めております第五次平生町総合計画に定める農林業の活性化策を取り組みの柱として、各種の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

中でも令和元年度から3年度の間、実施いたしました地方創生推進交付金事業のイタリアーノひらおプロジェクトの中で進めてまいりましたオリーブやレモン栽培といった振興作物への取り組みについては、これまでの本町の農業の在り方を大きく変える取り組みと考えておりまして、まさに若者に対し農業に興味を持ってもらうことを大きく意識した取り組みとなっております。

また、地域における取り組みにつきましても、農地維持や景観形成の実施を工夫し、棚田にこのほりを設置する取り組みや蛍祭りの開催など、各地域の実情に応じた取り組みを実施していただいている地域もあり、このような取り組みは都会に出られている若者にとっても、里山の魅力の向上に大きく寄与しているものと感じており、私といたしましても大変ありがたく感じているところでございます。

今後につきましても、行政は行政において、地域は地域において、またお互いが協力する活動においては協力して、地域の担い手確保に結びつくことができる取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。人・農地プランのアンケート実施時に不満を抱いておりました。代表者が完成予想図もなく、10アール当たり60万円の負担金がかかる内容のアンケートは見送り、地域の人々と話し合い、もう少しあらゆる角度から勉強がしたい、3年先、5年先を見つめた中田集落を考え、ベストな形で取り組みを進めたいというのが、今そういうふうな現実です。

私は昨日、30ヘクタールの基盤整備を実施し、また、現在も続けている管理者代表の方とお会いし話す機会を得ました。現在、耕作者がだんだん減少し、見る見るうちに集落が荒廃する中、基盤整備事業はありがたいことだと言われ、国の事業でなくても県事業で管理機構に80%土地を預ければ、15%の負担金がかかっても、国から15%の補助があり、負担金はプラスマイナスゼロになることを教わりました。

「5ヘクで面積が少ないのもできるか」と尋ねてみると、「今やるところは5ヘクより少ない」と言われました。「集落がなくなるよりはえかろうが」と言われ、「分からないことは役場に相談すれば教えてくれる」と何度も言われ、「分からないことがあれば聞きに来なさい。頑張れ」と激励される言葉をいただきました。

現状が維持できない今の時期が、守れる土地があるなら改革するにはチャンスかとも思います。私は議員になったときから、地域の人役に立ちたいとの思いが強く、行政に足を再度運んでおりますが、時折、強硬な態度に見えるのかとも思います。熱い思いが不愉快にさせることは反省しております。申し訳ございません。皆様の御協力なしには実践はありません。皆さんの御協力に感謝はしております。

今後とも行政とともに努力を重ね、住みよいまちづくり、環境によいまちづくりを目指したいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（中川 裕之君） 暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。1時から中本議員の質問の1問目の質問の再質問の答弁からスタートいたします。

午後0時02分休憩

午後1時00分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。多分、曾根地区の中田集落でのことだと思いますけれども、基本的に私は、職員にはできないことじゃなくてできることを考えろと言っています。だから多分できることを考えていると思います。それがどうしても、この人・農地プラン、これを作らないと多分難しいんだろうと思います。したがって、職員もそうですし、集落の方たちとも一緒になって、この人・農地プランというのを作成していく必要があるというふうに思っておりますので、これはよく町と集落の皆さんとで話し合っ、て、どういことができるのかも含めて検討していく必要があるというふうに思っております。

人・農地プランについて一緒になって考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願

申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。やはり行政とともに努力を重ねて、本当に易しい問題ではないと思います。先祖代々の土地を、そして集落の存続にかかるような必死の思いで取り組んでおりますので、みんなで力を出し合って頑張っていきたいと、地域に帰っても伝えたいと思います。また、今後ともよろしく御指導いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、2問目の太陽光パネルに関する問題についてお尋ねいたします。

今、「もう平生は手遅れかな、これだけ太陽光があつては」と太陽光が威張って座って、隅のほうに家が点在するっていうような風景も見てびっくりするような、町外から来た人がびっくりしたっていう話も聞きますので、平生町、企業に設置条件を出しているのか、今までからのことを含めてお尋ねします。景観、美観、隣の土地の境界線の整備、雑草の処理、近隣との話し合い、災害時の補償問題、これらの条件を出しているのかどうか、また平生町は独自の設置条件を作成できないかお尋ねいたします。

そして、今まででも最近でもよろしいですのでトラブルの件数、内容はどんなものかをお聞かせください。

そして、農業政策と太陽光パネルは、本当に水路を潰し、あぜの道を刈り手がいない、もうマムシとかが出てきて、もう作るのはやめたよというような状況になっておりますので、イノシシ対策でなくて、いろんな面で一生懸命頑張る人の力がそがれてしまうような状況です。農業政策との関連はどのように考えるのかをお聞かせください。

そして、今多くの住民が言います。田布施町にはたくさんの重機があちこちにあり、開発及び造成する状況が目にと留まる。平生町は全く見られず、また太陽光パネル設置だけでは、将来の発展に不安を感じる。中山間地域の発展につながるプランはないだろうか、どうだろうかということをお尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

本町における太陽光発電施設は、平成23年の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるFIT法の成立により、晴れの日が多く気候的にも立地に適し、なおかつ転用可能な農地が多く存在する本町の地域特性を背景に大小の法人や個人による太陽光発電施設が多数建設されてまいりました。このことは、国の進める地域温暖化対策としての再生エネルギー施策の推進という面では歓迎されることですが、その一方で投資対象として全国から

太陽光発電事業者が本町に流れ込み、中には利益のみを優先するあまり防災や景観、環境整備等で地域からの苦情が出るなどの課題も出ております。

議員御質問の、町は太陽光設置業者に対して設置条件を出しているのかということですが、現在は計画地が農地であれば、農地転用の申請時に農業委員会において水利等の農業に関する事項を中心に、近隣土地所有者との協議や設置後の環境整備を条件とされています。農地以外の太陽光発電設備においては、国の定めるガイドラインにしたがって設置されており、町への事前の申請等が求められていません。

また、平生町独自の設置条件を作成できないかということですが、設置時については国が電気事業法により規制し、FIT制度により事業認定と指導監督をされていることから、まずは、国において地域の現状に目を向けた規制を検討されるべきであり、県についても同様に再生エネルギーの推進とルールづくりを検討していくべきであると考えております。

近隣のトラブルの件数ではありますが、太陽光発電施設に係るもののみを個別にカウントしていないため、数値までは管理をしておりませんが、設置後の雑草繁茂や耕作周辺の除草剤の使用等を内容とする苦情は年に数件はあります。先ほどのFIT法により、太陽光発電施設ごとに、管理責任者の連絡先等が施設の標識に明記されることになっていることから、近隣の方が直接管理者へ苦情を訴えたり、町を介してされたりといった方法で適切な管理をお願いしており、事業者においては相応の対応をいただいていることから、今のところ大きなトラブルへと発展したケースはございません。

今後においても、国の進めるカーボンニュートラル達成に太陽光発電施設は重要なウエイトを占めるものであることから、全て反対をするものではありませんが、地域と共生できる施設となるよう研究を続けてまいりたいと考えております。

それから、農業政策との関連についてでございますが、国の進める地球温暖化対策と農業政策は、本来別のものとして分けて考えるべきものですが、転用可能な農地が多く農地転用による太陽光発電施設が乱立している本町の実情からすれば、うまく調整が図られていないと感じているところであり、国・県に対して機会あるごとに本町の実情を伝え、改善を要請しているところでございます。

農地転用の審査を行う農業委員会においても、本来農業委員会が行うべき農地利用の適正化とは別に太陽光発電施設への転用関係業務が多くを占めておまして、許可基準が周辺農地への営農の支障がポイントとなる中、非常に御苦勞が多いと聞き及んでおります。

そのような状況に鑑み、農業委員会としても県組織である山口県農業会議を通じ、地域と調和のとれた太陽光発電施設の設置管理について国会議員や県へ意見書を提出し、自治体による実効性のある指導が可能となるよう国に働きかけを行っているところですが、県からの回答では国に

趣旨を伝えているという程度の回答にとどまっているとのことでございます。

山口県農業会議としても県下の農地転用による太陽光発電施設の乱立に問題意識を持ち、その調整に向けて様々な検討を行っておられるようですが、現行制度上限界があるというのが実情のようであります。いずれにいたしましても、今後も国・県に対して粘り強く農業政策との調整、改善を要望してまいりたいと考えております。

次に、田布施町との比較についてのお尋ねでございます。現在、田布施町で見られる重機や開発の状況を見られての御質問と思います。自治体にはそれぞれ住民合意の中で定められている土地利用計画がございます。田布施町は田布施町で定められた計画の中で行っておられることと申慮いたします。本町は本町の定められた土地利用計画の中でまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） お話を伺いまして、それなりに苦慮している様子も伺えましたので、これから先設置が見込まれるかもしれませんが、極力避けるような形で、いろんな計画が前に進まなくなるようなことがあってはなりませんので、行政も地域の人たちもそのことは認識して幅広く伝えるべきことかなと私は思っています。以前だったら何の問題もありません、現状には違反しておりませんと当然のように対応され、距離感を抱いておりました。冷たさを感じておりましたが、県とか国とかにも要望して、それなりに考えられていることが分かっただけでも、私は前進かと思えます。平生町、魅力ある平生町を守るために今後とも皆さんで協力し合っ、地域を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

これで終わります。何かあれば言ってください。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申し上げましたとおり、農業とエネルギー問題は別問題でございます。したがって農業政策をどのようにやっていくかっていうのは、町としても一生懸命努力して農業政策にも力を入れていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） 中本敦子議員。

○議員（3番 中本 敦子さん） ありがとうございます。これで終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） それでは、所有者不明の土地について質問いたします。

国土交通省によりますと、人口減少、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都

市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化により、所有者不明の土地が全国的に増加している。そのため公共事業の推進等の様々な場面において所有者の特定等のため、多大なコストを要し円滑な事業実施への支障となっているとして、国においても関係機関が数々の対策を打ち出しているところです。平生町でも土地の価値の著しい低下や町外地主の増加で、同様の現状ではないかと思われます。

現在町内では、共栄橋の架け替えや道路の拡幅など、公共工事が行われています。県や国の事業としても通行止めなどで住民が不便を被っています。公共事業において土地の所有者の探索に多くの時間と労力、そして費用がかかった事例はないかお尋ねいたします。

次に民間の土地取引についてお聞きします。町の経済発展のために企業進出への環境整備が必要です。現在、佐賀地区において企業がレモン畑用の土地を取得しているところです。イタリアーノひらおの事業に弾みがつくのではと期待していますが、進捗状況はいかがでしょうか。農地の取引において、所有者の特定はスムーズに進んでいるのでしょうか。所有者の特定に時間とコストがかかれば公共事業や民間の土地取引や土地の利活用に支障をきたします。そのような事例はないのか質問いたします。

3番目に、土地の適正な管理についてお尋ねします。町内では空き家や農地、山林など土地の適正な管理がされていないものがあります。環境への悪影響が心配されます。これについて、町としてどのように考えておられるのかお尋ねしたく思っていたのですが、先ほど中本議員の質問で答えられていました。このことについて、また後ほどもう一度質問したいと思います。

以上、所有者不明の土地の実態をまず質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

まず最初に、議員御質問の所有者不明土地については、不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない、土地所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地のことです。このような土地が増えますと、土地所有者の探索に多大な時間と費用が必要となり、公共事業が進まない、民間取引や土地の利活用の阻害要因となり、土地が管理されず放置され近隣する土地等への悪影響が発生するなど、様々な問題が生じることになります。全国で所有者不明土地が占める割合は、九州本島の大きさに匹敵するとも言われており、今後高齢化の進展による死亡者数の増加等によりますます深刻化する恐れがあり、その解決は喫緊の課題とされています。

この状況の中で、令和3年4月21日に「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有者の国庫への帰属に関する法律」が成立をいたしました。両法律では所有者不明土地の発生の予防と利用の円滑化の両面から民事基本法制の総合的な見直しが行われているところでございます。

町内の不明土地の実態について御回答をいたします。

まず、公共事業の推進につきましては、橋梁工事や道路工事などの事業を実施する上で、所有者不明土地により事業が進捗しない状況も想定されます。しかしながら、これまでに所有者不明土地を原因として事業が進まないケースは承知をしておりません。

それから、産業課が関係しております事業実施に伴う状況といたしまして、尾国集落で予定しているレモン栽培予定地の状況について申し上げます。

こちらにつきましては、現在、地権者などに農業参入企業の受け入れや事業の実施について意向確認を行っているところでございます。したがって、土地の権利関係につきまして、調査中であり、現時点では所有者不明土地の正確な実態は把握できていない状況でございます。

なお、今回の事業で、土地の所有権移転は伴わないものとして進めていく予定としておりますが、今後事業を推進していく上で所有者不明土地による支障が生じた場合には、事業実施の手続きの過程の中で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 現状では特に深刻な事例はないということでした。

しかし、これから相続などの増加で所有者不明の土地が増えることが予想されます。国としても危機感を持って法律の制定や改正で対応しているところです。先ほど町長さんが言われた、所有者不明土地の解消に向けて不動産に関するルールが大きく変わりますというパンフレット、法務省民事局が出しているパンフレットですけれど、これはかなり踏み込んだ内容になっています。所有者不明の土地解消に向けての取り組みがかなり——相続登記の申請の義務化をすとか、土地建物に特化した財産管理制度の創設、そして、隣の家所有者に対するルールの見直しなど、いろんなことが網羅されています。これまで問題となっていたものに義務化や罰則などの過料にまで踏み込んだ内容になっています。これから施行されるものですが、これを使って町として取り組みが何ができるかお尋ねします。先ほどの公共事業や民間取引の円滑化、管理不正の土地の適正な管理に対する問題、それにこれがどう使えるか、お伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

不動産登記制度の見直しによりまして、令和6年4月1日以降については相続によって不動産を取得した相続人は、その相続権、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないということになります。正当な理由なく、この義務に違反した場合には10万円以下の過料の適用対象となる罰則も設けられており、相続登記の申請を義務化するこ

とで、所有者不明土地の発生と予防するための取り組みが開始されると認識をいたしております。

町におきましても、全ての相続登記が確実に履行されれば、登記情報を確認するだけで正確な所有者の把握が可能となり、固定資産税における納税義務者の特定も容易となるなどのメリットもあると考えており、制度の周知など積極的に対応したいと考えておりますが、不動産登記の手続きは法務局においてなされるものであり、町において直接的に対応できるものではないことから、強く対応を求めることは難しいのではないかと考えております。

現在は、死亡時の手続きで来庁された相続人に対し、法務局から配布されている「相続登記はお済みですか？」というパンフレットをお渡しするとともに、相続登記の必要性などについて説明するなど周知に取り組んでいるところであります。今後におきましても、所有者不明土地の発生予防や解消につながるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 土地行政は国の仕事です。確かに町として何ができるかという、なかなか難しい面もあるとは思いますが、先ほどの農地の話でしたら人・農地プランを使っていうふうに、各いろいろな法律や制度を使って解決できるものもあると思います。これまで上位法である国の法律の縛りでできなかったことが、少しできるようになるのかなとちょっと期待はしております。

所有者不明の土地対策に取り組む地方公共団体に対して、国の補助制度や人材派遣などもあります。これらを使って、美しい平生を守り育てていくことを要望して、私の1つ目の質問は終わります。これは要望でございます。

2つ目の質問に入ります。2つ目の質問は、生活困窮者の実態と支援策についてです。今日この質問を用意したのは、この7月に全国市町村国際文化研修所で社会保障と社会福祉について3日間の研修を受けたからです。その中に、生活困窮者の実態と支援策についての講義を、垣田裕介大阪公立大学准教授から受けました。その内容の中で、生活保護については2011年のデータで話されましたが、保護率は1.62パーミルで、捕捉率は2.30%ということでした。パーミルとは、人口1,000人に対する生活保護受給者の割合です。国の示した最低生活水準以下の収入で暮らしている人が、保護を受けている人の何倍もいるということでした。

そこで平生町ではどうなっているかということで、今回の質問となりました。町内で生活保護を受けている人は、2019年のデータでは53世帯74人です。保護率は6.7パーミルと、全国平均よりかなり高い数字となっています。

しかし、生活保護に対する抵抗感から、生活に困っているにもかかわらず声を上げない人、上げられない人も多く存在するのではと思います。実態はどうなっているのでしょうか。どのように

調査して、対象者を見つけ出しているのか、お尋ねいたします。

また支援策として生活困窮者自立支援制度などがあります。これは生活保護に至る恐れがある人で、自立が見込まれている人が対象です。相談を受けて、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援する制度です。このような支援策にどうつなげていくのか。そして、利用状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上、実態と支援策について、質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず町内の実態についてお答えします。我が国では、バブル経済の崩壊やリーマンショック以降、安定した雇用が揺らぎ、所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人が増加をいたしました。同時に、少子高齢化の進行や単身世帯、ひとり親世帯の増加など、世帯構造の変化、核家族化や地域社会におけるつながりの希薄化が進む中で、社会的孤立のリスクが拡大しており、また貧困の世代間連鎖も深刻な問題となっております。

こうしたことから、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階での自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する支援制度が開始されました。本制度は、福祉事務所に専門の支援員を配置し、生活全般にわたる困りごとについて包括的に相談を受け付け、相談者に寄り添いながら、他の支援機関と連携して問題解決に向けた支援を行うものです。町においては、住民にとって最も身近な窓口として相談を受けた場合は、山口県東部社会福祉事務所につないでおります。

町内の状況といたしましては、低年金の高齢者、ひとり親家庭、非正規雇用労働者、ひきこもり、疾病や障害者により就業が困難な方が生活困窮に陥るリスクが高い傾向にあります。現在、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職や収入の減少により生活に困窮する方も増加しています。このような方々を早期に把握し、支援につなげるためには相談に訪れるのを待つだけではなく、積極的なアウトリーチの観点から、役場内の福祉、教育、税務、住宅等の各関係課や民生委員、児童委員、社会福祉協議会、包括支援センター等が連携し、制度の利用を積極的に勧奨していくことが重要と考えております。

しかしながら、関係機関や支援者が制度の利用や支援の利用を働きかけても、本人が支援を希望しない場合には、本人の同意が得られず支援につながらないことがあります。その場合にも情報を把握した機関が見守りを続け、本人の尊厳の確保に特に配慮し自己選択、自己決定を基本に一人一人に寄り添いながら、粘り強く支援につながるよう取り組んでまいります。

また、法の施行から7年が経過しましたが、生活に困ったら生活保護と認識されている方も多く、そのような方の中には生活保護に対して抵抗感を持つ方も少なからず存在することから、本

制度を利用することにより社会的、経済的な自立に向けた支援が受けられることを周知してまいりたいと考えております。

それから、生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、生活福祉資金の貸付け、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習生活支援を行っております。事業開始後の平成26年度から令和3年度までの8年間の相談者数は153人で、年平均1.9人となっており、令和3年度は24人で、前年と比較して6人増加しております。

また、生活福祉資金貸付は、令和3年度は16人で、前年と比較して10人増加しております。3年度に人数が増加しているのは、生活福祉資金の貸付けが多くなっており、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられます。

本制度は一人一人の状況に応じて、継続的に支援していくことが重要であると認識しており、また生活困窮状態に陥った方への支援は、本制度に位置づけられている支援だけで完結するものではないため、様々な関係機関との連携を取りながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 細田留美子議員。

○議員（9番 細田留美子さん） 大変丁寧なお答えをありがとうございました。本当に詳しく話していただきました。平生町の福祉関係はとても進んでいます。特に町民福祉課は大変人がひっきりなしに訪れ、相談したり、申請があったりしている中を職員たちは笑顔を絶やさずに丁寧に対応しております。頭が下がる思いです。

また、困った人を、例えば民生委員が「こういう困った事例があるのだけど」と相談を受けると、すぐに福祉事務所へつなぐ迅速な行動力、本当に脱帽しております。とてもいい課長さんと、それから職員だなど本当に感心しております。今の困った方に、かゆいところに手が届くようにいろんな施策をしていく、とても大事です。1万1,000人少々の規模の町だからできること、顔が見える状況だからできることだと私は思っております。

先ほど町長さんが答えられたように、「第3次平生町地域福祉計画」の中にしっかりとした計画が立てられております。この計画に沿って、PDCAサイクルに沿って課題や解決点を見つけて、これからもしっかりと福祉に取り組んでいただきたいと思います。

特に平生町の住民が安心して暮らせると思う、生涯安心なまちづくりの中に福祉は要ですので、しっかりと職員の活動と、それからもちろん関係機関とのいろんなやり取り、それから住民とのいろんなやり取りを通しながら、特に子どもがそういった貧困の連鎖に落ち込まないように、しっかりと平生町の未来、先ほど河藤議員が話していましたが、平生町の未来をしっかりとつくってもらえるような子どもたちに育っていただきたいと思いますので、貧困の連鎖に陥らないよ

うな、本当にそのあたりに心をしっかりとどめて、福祉政策、福祉施策をしていただきたいことを要望して、私の質問といたします。

ありがとうございました。

.....

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 日本共産党の赤松義生です。今朝、町長のほうから行政報告でも紹介がありましたけど、6日の日の朝、台風11号の当日ですが、私、たまたま赤旗新聞の当番日でございます、朝5時前から新聞を配っていて、役場の本庁では総務課と建設課の部屋がこうこうと明かりがついておりまして、すごく安心をいたしました。

その後7時過ぎ頃、まち・むら交流センターと佐賀地域交流センターに寄ってみますと、自主的に避難される方の避難所が開所されて、職員の方が対応されておりました。やっぱりこういう災害が発生しそうなときに、行政がああいうふうにしちゃんと対応されるっていうのは本当に大事なことだと思ひまして、心からねぎらいと感謝をお伝えしたいと思います。御苦労さまでございました。

それでは、あらかじめ通告いたしております順番に質問をいたします。

まず最初に、非核平和都市宣言にふさわしい取り組みをとということで、質問をいたします。8月6日に広島、8月9日に長崎に原爆が投下されて、ちょうど今年は77年目になりますが、今年はずっと違って、ウクライナを侵略、国連憲章に違反して侵略をしたロシアが確か3月頃だったと思いますが、核兵器で世界を威嚇すると、このようなことがありました。

そうした中で、核保有国が軍拡競争を強めるようなこともありまして、緊迫した情勢の中で、被爆77年目を迎えるということになりました。それで、広島・長崎のそれぞれの式典で、広島市長は核兵器による抑止力の考えは、核兵器のない社会を目指す人類の決意に背くと述べ、そして長崎市長は、長崎平和宣言で核保有国に核軍縮プロセスを示すことと、日本政府に核兵器禁止条約に参加を求めました。

8月26日に閉幕したNPT再検討会議では全会一致のため、採決はされなかったとはいえ、ロシアを除く全ての締約国が異議を唱えなかった最終文書案には、核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道的結末への懸念、条約6条の下で約束している核兵器の全廃を達成するという核兵器国の明白な約束の再確認、核兵器禁止条約の発効と、その第1回締約国会議の開催を認識することなどが盛り込まれました。広島・長崎の式典やNPT再検討会議の最終文書案を考えると、核兵器廃絶は世界の圧倒的多数の声になっていると言えます。

私は、こうした情勢の中で、足元から核兵器廃絶の声を上げていきたいと思ひます。そこで、町長に2点ほどお尋ねをいたします。平生町は、平成25年から日本非核宣言自治体協議会に加

入っていますが、今も続けて加入されているのでしょうか。そして2つ目に、非核平和都市宣言の町との看板などを他の自治体で見かけますが、平生町でも取り組みませんか。以上2点、お尋ねいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。日本非核宣言自治体協議会は、核兵器の恐怖から地域住民を守るという趣旨の下、昭和59年に広島県府中町で設立されております。全国の非核宣言自治体347団体で構成されており、平和事業の展開や平和活動の推進、情報発信などを行っておられます。本町では、平成8年に核兵器廃絶平和都市宣言を決議し、平和活動の一環として平成20年12月に平和首長会議に加盟いたしております。日本非核宣言自治体協議会へは平成25年度から加入しておりましたが、両団体の活動内容及び加入状況等を考慮し、現在は日本非核宣言自治体協議会には加入しておりません。

それから、非核平和都市宣言とは、地方自治体が戦争の惨禍を二度と繰り返すことのない社会と人類の恒久平和の実現を目指し、核兵器や大量破壊兵器の廃絶、非核三原則の遵守を求める立場を表明することです。本町は、平成8年3月に核兵器廃絶平和都市宣言を決議いたしました。現在、非核平和都市宣言をされている自治体は1,657団体でございます。山口県内では全ての自治体が宣言されております。

議員がおっしゃられるように、この宣言の普及啓発を目的に看板または懸垂幕を設置するなどの取り組みをしている団体、自治体もございますが、本町では現在、そのような取り組みには至っておりません。しかしながら、核兵器廃絶を求めていく本町の立場を広く知らせる必要があると考えられる際には、そのような取り組みも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、日本非核宣言自治体協議会に加入はしていたが、今は加入していないということでした。諸般の事情を考えると、ちょっと分かったような分からないような理由じゃったんですけど、分かる範囲で理由を答えていただけたらと思います。

それで、懸垂幕とか看板とかってということで、この辺で言えば上関町が、中国電力の上関の尾熊毛に事務所がありますが、あの少し向こう側の山際にそういう看板を上関町は立てておられます。この間、確認に行ったら、木が茂って少し見えにくくなっているんですが、看板はちゃんとありました。田布施町の役場についても、以前は役場の前のところにあっただけですが、道路の改良で今、撤去されてなくなっていると。

平生町も、ちょうど町長も午前中、話されましたけど、庁舎の解体がこれから進んでくると思います。駐車場及び公園みたいな感じになりますけど、そんなに立派なものでもなくてもいいと思

いますけど、そんなにお金がかかることでもないと思いますし、そういうときに、そういう中に四角形でもええし、三角柱でもいいし、そういう表示をされると全体のバランスを考えながらされるとよろしいんじゃないかと思いますが、再度質問いたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） まず最初に、日本非核宣言自治体協議会のほうは加入していないと言いまして、先ほど申し上げたのは、非核平和都市宣言をしたので、同じようなものなので二つも入っておく必要はないだろうということで、一つのほうを辞めたということでございますし、先ほども言いましたように、山口県内全ての自治体が入っているということでこちらに入ることにいたしました。一つにすることにいたしました。

それから、おっしゃられた都市宣言をしている、そういう看板とか、そういうものを今度旧庁舎がなくなればどこかに建てたらどうかというお話でございましたが、それも、もちろん役場内でどういことができるのかも含めて検討をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、非核平和都市宣言の町ということで宣言をしたので、山口県の全ての自治体もそのようにしているので一つでいいんじゃないかということでしたので、それは理解しました。

それから、そういうことを宣言しているということが分かるようなモニュメントとか看板とか、それについてはまた検討をさせてほしいということでしたので、よろしく願いをいたします。

それでは、カーボンニュートラルの取り組みについてお尋ねをいたします。今年の3月の議会でも取り上げましたが、この課題については、今の異常ともいえる気候のことを考えると待たなしの課題だと言えます。それで、その後どういうふうに取り組んでおられるのか、お尋ねをしたいと思います。

地方公共団体実行計画について、新庁舎の電気量の実績を確認してとのことだったのですが、その後の進捗についてはどのようになっているでしょうか。

それから、地球温暖化対策基金の活用については、3月のときには国の施策を踏まえ、取り組みが必要であれば検討するとのことでありました。その後、基金の活用についてはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

それから、先ほど中本議員さんから質問がありましたが、昨年の9月議会で農地への太陽光発電の建設について、そしてその規制についてお尋ねをいたしました。そのときは、その後調査・研究するなど検討するというごさございましたが、その後どうなっているのか、以上3点お尋ねをいたします。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。地球温暖化は、人間の様々な活動によって二酸化炭素ガスなどの温室効果ガスが大量に排出され、大気中濃度が増加し、太陽からの熱をこの温室効果ガスが吸収することにより、地表面の温度が上昇する現象でございます。そしてこの気温の上昇は、海面水温の上昇や異常気象の原因、感染症の増加など、地球規模で甚大な悪影響を及ぼし始めており、世界規模で早急に対応・対策に取り組まなければならないものでございます。

また世界の平均気温の上昇、地球温暖化の影響を最小限にとどめられる1.5度Cに押さえるためには、2050年までにCO₂排出量実質ゼロとなる脱炭素社会を構築しなければならないと言われており、国においては2050年までのカーボンニュートラルの実現を地球温暖化対策の推進に関する法律に明記し、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画において、日本は2030年度には2013年度比で温室効果ガス46%削減を目指すと表明されております。

さて、こういった情勢の中、カーボンニュートラルの取り組みとして、地方公共団体実行計画事務事業編の次期計画の進捗状況に対する御質問でございますが、本町においては平成23年度に平生町エコオフィスプランを作成し、現在では平生町エコオフィスプラン第2期として、平成28年から令和2年度までを計画期間として、令和3年度以降については庁舎の建て替えにより基準となるエネルギーの使用形態や量が大幅に変わることが予想されることから、新庁舎への移行後に策定することにしたものでございます。

今後の予定につきましては、議員の御指摘にあったとおり、エネルギー消費の大半を占める電気の1年間の使用量が確定できる令和5年度を基準値として、令和6年度から令和10年度までの5カ年の計画を令和6年度に策定するよう考えているところであります。今年度につきましては、まずは電気使用量を主とした項目ごとのエネルギー使用量の把握に努めるとともに、次期計画作成に向けて準備と研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策推進基金についてのお問合せでございました。平生町地域温暖化対策推進基金は、地域住民が主体となって行う地球温暖化対策に必要な経費の財源に充てることを目的とし、平成22年度から平成24年度の3カ年間、町内の個人用太陽光発電設置者に対して補助金の交付を行ったものであります。平成25年度以降は、本基金の目的に沿った支出は行っておりませんが、その間も地球温暖化対策の一層の推進を図るために、エネルギーの無駄を省いて、効率的に使う省エネ、自らエネルギーをつくり出す創エネ、家庭でつくり出した電気エネルギーを蓄える蓄エネのそれぞれの取り組みの中で有効な活用策の検討を続けてきたところでございます。

議員より本年3月議会でも貴重な御意見を頂いたところではございますが、とりわけ住宅にかかる省エネルギー化への施策で言えば、今年度、国においては、長期優良住宅化リフォーム推進

事業やこどもみらい住宅支援事業など、住宅の断熱性能を上げるなどの省エネ住宅に対する様々な助成事業が展開されているようであります。町といたしましても、こういった国等の施策の動向を見ながら、基金の有効活用への研究・検討は続けているところでありますが、引き続き基金の目的である地域住民が主体となっていく地球温暖化対策の後押しが可能となる活用方法等を検討してまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電でございますが、先ほど中本議員の質問でもありましたが、本町における太陽光発電施設は立地条件的に恵まれていることから、投資対象として全国から太陽光発電事業者が本町に土地を入手され、売電事業を行われております。一方では、本町の土地所有者については、高齢化に伴い農地が管理できず、早く土地を手放したいと考える方も多くいらっしゃるという現実もあり、太陽光発電施設の乱立に拍車をかけております。

町といたしましては、休耕田等に架台のみで設置する太陽光発電設備については、固定資産税の優遇措置の対象から外すといった独自の抑制措置を行っておりますが、全国から参入する事業者にとってみれば、ノンカーボンの目標の下、国も県も推進している事業に対し、町のみが規制をかけるという構図と捉えられ、御理解いただくことも難しい状況もあります。

また、地域一体が太陽光パネルで埋め尽くされるという地区も出てまいりました。私といたしましてもこのような状況を憂慮しまして、昨年11月には県に対しまして太陽光発電施設の安全な導入に関する条例の制定について直接県知事に要望いたしました。県においては国が電気事業法に基づき規制し、またFIT制度にも事業認定を行い指揮監督をされていることから建設を規制するルールについてもまず国において検討すべきであり、県においては既存の関係法令に基づき対応しており、支障はないとの回答でございました。

こういった回答でありましたが、町といたしましてはこの太陽光の事業は国が推進してきたものであり、地域に受け入れられるためには事業開始から解体撤去までの事業終了までの全段階において適正かつ適切に行われるべきである。そして、そのためには、まず国が、そして県についても連携して指揮、指導監督を行うべき内容と考えております。

そこで本年8月には、再度県に対しまして、地域と共生できる事業実施が担保されるためには、事業主に対して強い指導力が発揮できる県が主導し、全県的な事業規律を確保することにより、その効果が期待できるものとして、地域と共生した太陽光発電施設の条例制定の要望をしているところであります。

また、御案内のように、本町の組織においても、今年度5月の機構改革により、生活環境部門を環境政策室として独立させております。この新たに設置した環境政策室において、地球温暖化対策に係る施策についても一層力を入れていきたいと考えております。

引き続きカーボンニュートラルに向けた再生可能エネルギー施設が、地域と共生できる安全安

心な施策となるよう、研究・検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ここで、暫時休憩いたします。

再開を2時10分といたします。

午後2時02分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 地方公共団体の実行計画についての町長の答弁は、令和5年度中に、この新庁舎でどの程度の省エネというか、電気量が減少するかとそういったことを確認しながら、6年から以降の計画を策定するように取り組むということでしたので、この点についてはこういう方向でぜひよろしく願いいたします。

それから、地球温暖化対策基金の活用については、以前、活用していた時期もあったけど、現在は省エネ、創エネ、蓄エネという視点で、国からの助成事業もあると。そうしたことも勘案しながら、町民がどういうふうにカーボンニュートラルということで動いていけるか、そういう視点で検討したいと言われる答弁でございました。私もそういう視点でぜひ、それをどういうふうに活用するか、よりよい方向で活用できるように検討していただきたいと思います。

それから、最後の太陽光発電の建設についての規制のことについてお尋ねをしましたが、一つは、これは非常にいいことだと思うんですけど、固定資産税の優遇税制を外して、そういう意味では、平生町で太陽光発電をつくるということでの一定のハードルは高くしてあるという答弁がありました。これは引き続きそういう方向でやっていただきたいと思います。

それから、一つ一つの太陽光発電所の建設についての規制というか、そうしたものに対して、県に対して規制の条例というか、そうしたものを要望しているという答弁がありました。そういう方向でぜひやっていきたいと思うんですけど、去年、私がこの9月議会で質問をしたときに、あの時点で全国的に159の自治体で何らかの規制を、条例というか、そういったものを制定しているということも紹介したし、それから、国のほうでも地方自治体でそういうふうな条例を制定するときに、何らかの支援をしていこうかというような話も紹介をしたような気がいたします。そういうこともありますので、ぜひ、よく検討を、そういうような全体的なこともよく検討しながら、研究し、検討されていただきたいというふうに思っています。

それから、中本議員さんから質問がありました田布施町との違いというのがありました。田布施は平生町と違って、農振地域がたくさんあります。しかし、一方では、私がこれは聞いたとこ

ろによるんですけど、農振地域以外のところであっても、隣接の同意を取るように指導しているというふうな話も聞きましたので、その辺のところでの違いというのか、その辺はよく近い町でするので、よく、向こうの実情も調べて、あまり乱立しないようにしていただきたいというふうに思っています。ただ、カーボンニュートラル全体を取り組むためには、どうしても省エネとともに再生可能エネルギーを相当増やしていくということは、そういう形になろうかと思っておりますので、やはり、再生可能エネルギーと住民生活とがマッチするような形でこれからも進んでいけばというふうに思っています。

それで、次に、3番目に上関の原発計画についてお尋ねをいたします。8月24日にグリーントランスフォーメーション実行会議で、岸田首相は、原発再稼働7基を追加し、次世代原発の開発や原発の運転期間の延長について、検討を指示をされたというふうな報道を聞きました。

しかし、いまだに放射性廃棄物の最終処分方法が決まっておらず、高速増殖炉の技術が行き詰っている現状で、ウランという枯渇する資源に依存する技術であり、将来性があるとは言えないと思います。何よりも、社会的合意が得られるとは思えません。原発をめぐる問題は地域住民にとって関心のある問題です。この間の動きについて、町長にお尋ねをいたします。

6月の終わり頃に新しく中国電力の社長が就任をされました。そして、7月4日だっと思いますが、新しい社長が県庁と上関町を訪問し、建設計画を引き続き推進するとの意向を表明されましたが、隣接する平生町に話はあったのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、そのことに関連して、この平生町が新たな対応を迫られることはないのかお尋ねをいたします。

そして、3番目に、8月の初め頃の世論調査ではなかったかと思いますが、中国新聞の世論調査ですが、6割の方が上関原発建設には反対であるというふうに表明をされております。賛成は3割でした。町長は、第五次総合計画で「自然豊かな活気あふれる幸せのまち」ということを目指して取り組む決意を述べておられますが、引き続き「自然豊かな活気あふれる幸せのまち」ということを目指して取り組んでいかれるのか、その決意を聞かせていただけたらと思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 中国電力株式会社により滝本夏彦氏が令和4年6月28日に社長に就任されたとの発表がなされております。マスコミ報道によれば、7月4日、滝本社長が上関町を訪れ、上関町長が入院のため職務代理者の橋本副町長と懇談を行い、上関原子力発電所の建設計画について理解を求めたとのこととあります。また、5日には、山口県庁を訪問され、村岡知事が東京出張のため、平屋副知事と面談し、夏の電力などの意見交換を行ったとの報道もなされております。現在までのところ、平生町に滝本社長がお見えにはなっておりません。また、町として

新たに対応を行う予定もございません。

それから、第26回参議院選挙に合わせて中国新聞社により山口県内で電話世論調査が実施されています。「経済政策」「新型コロナウイルス対策」「原発再稼働などエネルギー問題等」の争点として8項目が示されての調査となっています。

上関原発計画の賛否についても調査が行われており、「どちらかといえば反対」が30.8%で最も多く、「反対」の30.2%を含めると61.0%となっています。「賛成」の8.9%と「どちらかといえば賛成」の21.5%を合わせた賛成姿勢は30.4%との結果が示されていました。

第五次平生町総合計画では、本町が目指すべき町の将来像を「自然豊かな活気あふれる幸せのまち平生」と定めております。私たちが住む平生町は、豊かな自然や長い歴史の中で育まれてきた尊い文化など、魅力や資源が数多く残され、住む人にとってもすばらしい生活環境を有しています。今後、目まぐるしく社会経済情勢が変化する中で、本町が持つ特性を生かしながら、住民一人一人が住みよさを実感でき、10年後に「住んでよかった」「住み続けたい」と思える幸せのまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、自然豊かな活気あふれる町を目指してというところで、住民一人一人が住んでいてよかったと、幸せを感じられるまちづくりに引き続き取り組んでいくという趣旨の答弁であったと思います。そのような方向でぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

それから、最後になりますが、新型コロナの対応についてお尋ねをいたします。平生町でのコロナへの感染は、9月7日、昨日現在で1,047人、9月に入っても71人の感染があり、若干少なくなっているようにも思えますが、まだまだ安心できるような状況ではありません。全国的に見たときに、8月のコロナの感染による亡くなられた方は、過去最高だった2月の1.5倍で7,000人を超えていると言われております。高齢者もたくさん亡くなられていますが、10歳未満の子どもたちが亡くなるケースも増えているのが特徴だと言われております。

そこで、町長にお尋ねをいたしますが、コロナの対策本部の会議は、当初はよく開いておりましたが、今はどのようなペースで開いておられるのか。

そして、2つ目に最初、平生町で感染者が出たときに町長からは大変、感染された方を思いやるいいメッセージが出されました。今、感染がかなり広がっておりますけど、そうした中で、やっぱり町民に対してメッセージがあってもいいんじゃないかというふうに思っています。どうでしょうか。

それから、3番目に、若い人へのワクチン接種の呼びかけを強化するという必要ではな

いかと思います。最近の平生町での感染を見ても、若い人の感染が増えているし、そういう若い人でも亡くなるという、基礎疾患がなくても若い人が亡くなるというケースも出ているかのように聞いておりますので、その辺の接種の呼びかけの強化はどうかということが3番目です。

それから、ここでは介護施設の事業への影響はということでお尋ねをしておりますが、これに限らず、やっぱり町内のいろんな事業への影響とかが行政のほうで捉えておられれば、紹介をしていただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 平生町新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催状況についてお答えをいたします。

平生町新型コロナウイルス感染症対策本部会議につきましては、令和3年2月5日に、私を本部長とする対策本部会議を立ち上げ、感染拡大の防止等についてこれまで11回にわたり、開催をいたしております。そして、まん延防止等重点措置の発出時や令和3年5月10日に平生町1例目の感染者が確認されて以降、対策本部会議では、公共施設の利用整備、町の行事の延期・中止、新型コロナウイルス感染防止対策等について広報、お知らせ版、ホームページにおいて詳細に発信してまいりました。

現在、全国的に第7波による急激かつ大規模な感染拡大に直面しており、新規感染者が過去最多と更新するなど、感染拡大に歯止めがかかっていない状況ではございますが、国の感染症対策と社会経済活動との両立を図るといふ政策のもと、以前のように緊急事態宣言やまん延防止等重点措置といった行動制限を求めている状況にあるのは御案内のとおりであります。

このような状況の中、市中における感染の状況を注視いたしておりますが、現時点においては、施設の利用等制限が必要な段階にはないことから、対策本部会議の開催には至ってはいないのが現状であります。

しかしながら、町職員の感染者数の増加に伴う感染対策の徹底や公共施設での感染者が発生した場合の施設管理担当課との対応策の協議、また感染拡大の状況によっては、町主催行事の中止や延期、そして施設の利用制限を躊躇なく行っていくことを本部員間で共有するなど、対策本部会議の機能の維持を図ってまいりました。今後におきましては、本部員間の情報の共有を進めるとともに、感染の状況を見極め、施設の利用制限を課す場合等、必要に応じて対策本部会議を開催し、町として何ができるかを協議してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、町民に対して町長メッセージがあってもいいのではないかとございまして、過去に5回、動画も含めて町民に対してメッセージを発信し

ております。内容につきましては、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒、3密の回避、感染が拡大している地域への不要不急の移動の自粛、大人数等での会食回避など、基本的な対策を徹底していただくこと、さらに感染者やその御家族に対する誹謗中傷や差別、偏見などが決して許されるものではないことなどが主なものとなっております。

これらのうち、マスクの着用やこまめな手洗い、手指消毒、3密の回避は町民に相当程度浸透してきているのではないかと考えております。また、行動制限がない現下におきましては、感染が拡大している地域への不要不急の移動の自粛をお願いする状況にはありません。加えて、大人数での会食の回避につきましても、町民の皆様方には御理解いただいているものと考えております。

しかしながら、山口県においては、8月18日に新規感染者の過去最多を記録しており、厳しい状況が続いております。このような状況の中、今後医療提供体制のひっ迫や未知の変異株による感染の拡大が見込まれ、新たに町民に御負担をいただかなければならない場合などには、状況に応じてメッセージを発信していきたいと考えております。

若い人への新型コロナワクチン接種の呼びかけの強化についてお答えをいたします。本町の新型コロナウイルス接種率は8月30日現在で1回目88.67%、2回目88.17%となっており、1回目接種者のほとんどの方が2回目まで接種を済ませていますが、3回目の接種率は86.28%と、2回目と比較してマイナス1.89ポイントとなっています。若い方の接種率は、12歳から17歳では3回目接種率57.66%、20歳代では68.36%、30歳代では69.10%となっており、他の年代に比べて低い水準にあります。接種率の低下の要因の1つとして、1回、2回目の接種で副反応出たことにより3回目の接種を見合わせている方もいらっしゃるのではないかと推測いたしております。

町といたしましては、接種の検討をしていただくよう呼びかけを行うとともに、特に12歳から17歳を対象に、今月の毎週土曜日の医療機関における接種について案内をしているところがございます。若年層の皆様には御自身と御家族、また御友人など、大切な人を守るために接種の御検討をお願いしたいと考えております。これからの呼びかけが接種率の向上に少しでもつながればと期待をしているところであります。

一方、厚生労働省は9月6日より、5歳から11歳の方に対しても接種の努力義務を適用すること、18歳以上の2回目接種済みの方へのオミクロン株対応のワクチンの接種を行うことを決定いたしました。オミクロン株対応のワクチンの接種につきましては、ワクチンの供給がされ、早期に接種が行えるよう、現在、準備を進めているところであります。

これらの状況も踏まえ、今まで以上に広報やホームページ等を通じてワクチンの重要性や正しい知識を周知啓発し、一人でも多くの皆様にワクチン接種をしていただくよう努めてまいります。

と考えております。

介護施設の事業への影響についてでございますが、詳細な分析は行っておりませんが、介護保険事業特別会計の令和2年度と3年度の介護給付・介護予防費等についての比較によりますと、令和3年度の居宅サービス給付が前年度比95.8%で2,400万5,538円の減少、施設サービス給付が102.0%で1,228万3,000円増加しております。居宅サービス給付の中でも、訪問介護は743万5,925円の減少、通所介護は716万2,891円の減少となっています。

施設サービス給付については、介護保険制度の改正による入居者の増加等により給付が増加している部分と、特定入居者介護サービスの見直しによる減少部分がありますが、施設サービス給付全体としては増加しています。

また、介護予防・日常生活支援総合事業費につきましては、訪問型サービスは前年度比82.3%で114万2,323円の減少、通所型サービスは83.8%で146万7,056円減少しています。

居宅サービス給付において、利用者本人もしくは同居の御家族が新型コロナウイルス陽性もしくは濃厚接触者となられた場合には居宅サービス利用をお断りするケースや、職員の感染により事業所を一時的に休止するケースがあるため、新型コロナウイルスの感染拡大は居宅サービス給付が減少している理由の一つではないかと考えられます。

介護利用者への支援については、令和2年度に高齢者等介護保険サービス継続支援事業による支援を行ったところでありますが、このほか、山口県による介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業をはじめとする支援策に関する情報収集に努めてまいりたいと考えております。

その他の事業所については、今のところ承知はしておりません。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 対策本部の会議は開いているかという質問に際してですね、令和3年2月2日から11回は開いてきたが、最近は何かそれに代わるような会議を庁舎内で行って、町の職員が感染したとか、そういったいろんな事態が今回起きてきましたが、そうしたことに對して、その時々への対応をそこで行っているという話だったと思います。対策本部に準ずるような、やっぱり全体が見られるような会議を開いておられるので、それはこのとおりで結構だと思っていますので、引き続き平生町として何ができるか、そうした会議で方針を出していかれたらよろしいかというふうに思います。

それから、町長のメッセージについては、今まで5回ほど出したという話でありました。今回の行政報告の中でも感染が広がる中で、これから秋の行事についても、その都度判断して方針を

出していくという旨の発言があったかと思いますが、やはり町長からそういう方針が出るというのは大事なことだと思いますので、そういうことも含めて対応していただけたらというふうに思っています。

それから、若い人へのワクチン接種の呼びかけの強化ということで、今の実情も示されながらワクチン接種の重要性と正しい知識をこれからも町として広げて、決定していきながら対応していきたいというような話だったと思います。ワクチン接種の重要性と、副反応とかが起きている中で、それに対して怖いということもあろうかと思いますが、やっぱり正しい知識というか、そういうようなものをこれからもぜひ呼びかけの中で徹底していただけたらというふうに思っています。

それから、介護施設の事業への影響については、決算の指標の中から説明を頂きました。また、この件については決算の中でいろいろお話しができたらというふうに思っています。

以上、私の質問を終わります。

.....

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 通告しております質問をいたします。

まず、町長の政治姿勢についてということですが、6月議会で次の任期に向けての決意を表明されました。

そこでですね、これまで4年間どういう政治理念でやってこられたのか。これから、今後4年間を目指す政治理念について、どうしてお考えをお持ちなのかお尋ねをしたいと思います。この4年間なかなか見えなかったもので、今後についての決意表明があるなら、ぜひお伺いしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 私が町長になりましてもう3年数カ月、実を言うと12月10日までが私の任期でございまして、あと3カ月で任期終了ということになります。

この4年間、何をやってきたかということでございますが、私はまず、信念として、どうしたら町民が喜ぶか、どうしたら町民に施策を理解してもらえるか、町民のために何ができるのかということしか考えてきておりませんでした。いろんなことはさせてもらいましたが——ですから、私がこの4年間やってきたことを評価するのは、町民の皆さんだというふうに思っております。

その中で12月10日を迎えます。その前に選挙がございまして、それには立候補したいという旨を6月議会で表明をさせていただきました。

次、4年間何をするのかと、全く姿勢は変わりません。町民のために何ができるのか、町民が喜ぶことはどんなのかということしか考えておりませんので、今からこれをやります、あれをや

りますということはまずもって申し上げられませんが、これからいろんなことが山積していることは御承知のとおりです。それらも含めて、これからどれが一番よいのかというのは、自分で判断していくしか、自分だけではないんですけれど、町として何が正しくて、どういう方向に行くのかというのは、自分たちというか町で決めていきたいんですが——とはいっても、町民の皆さんの声も聞きながら、町民の皆さんが本当に望んでいるのか、望んでいないのかということも含めて取り扱いをしていきたいなとは思っております。

政策的には何があるのかと、いろんなことがあります、細かいことを言うと。少子高齢化をどうするのかとか高齢化社会をどうするのかとかいろいろありますが、それらはもちろん今までもやってきているし、これからまさにどのようなことができるのかも含めて考えていくこととしますが、本当に初めから言っているとおり、町としてはたくさん問題もあるし、いろんな課題も山積しているというのは私も承知をしております。ですので、これからどのように解決していくかというのを一つずつ町として決めていかんといかんとは思っております。

突拍子もないようなことをするつもりもございません。本当、山積している問題をどのように解決していくかということをやっつけようと思っております。何と申しますか、細かいことはいっぱいありますけれど、細かいことはこれから、もしもあと4年任されることであれば考えていきたいというふうに思っております。何分、この3カ月まだ任期がございますので、この間は精いっぱい誠心誠意、町のために頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 会議録を読みました。就任されたときの最初の挨拶です。

「新しい時代の幕開けのとき……」ちょっとはしよりますけれど、「さまざまな問題の解決と時代に即した創造に向けて町民の皆様の参画をいただき、県、国と自ら率先して対話、連携し、検討、実現に取り組んでまいります」という前置きの後、「第一に災害に強い地域防災力の強化、これについては専門家も加えた防災対策をもう一度見直す」とこういうことだけ申しておられます。

「第二に、財政健全化でございます」と。「県や国の知恵を活用しながら、将来にわたり持続可能な行政サービスの提供ができる町の財政運営を進めたい」。3番目に、少子高齢化の課題に取り組むという内容で、いわゆる子どもたちの医療費の無料化の問題を——もう小学校3年生までは決まっていたから、引き続いてやりたいという表明をされて、最後に「議員の皆様、町民の皆さんと一緒にその可能性を出して魅力のある町にしていきたいと考えております」ということで結んでおられます。

それで、さきの6月の議会のときの議事録です。「振り返ってみる……」と、「まず一番初めに

やったことが、懸案でありました国道188号線の実現に向けて7回、東京へ行って実現をさせたところというお話がございました。その後、いろいろコロナ対策を申されましたけれど、コロナ対策以降は新庁舎の問題を言われました。

そして最後に、第1に「イタリアーノひらおを最後まで見届けたい」2番目に言われたのが「関係人口の増加に今後取り組みたい」3番目に「小学校、中学校の給食センターについて、これについて財力の問題を含めまして検討させていただいた」これだけを申しておられます。

ですから、なかなか理念が理解できないできたんですが、所信表明されたときの私の質問ですが、心配なことがございました。私は、町のトップに選挙で就任されたわけですから、やっぱり町民とともに歩く、町民に深く関わっていきたい。

それから、もう一つは、大事な仕事は、平生町という行政の組織の町の仕事があるんですよね、議員とは違いまして。そのためには、その組織の力をどれだけ生かすかというのが町に課せられた大きな課題だと思いました。最初の話の中に、町民の皆様の参画と、町民の皆様と一緒にというのが2回出てきていました。

しかし、県や国等の力を借りてという言葉が出てきましたが、職員の力を発揮するという言葉がございませんでしたので、全職員の力を結集して、町の未来戦略を具現化して一般財源の確保をすると同時に、町民の力を合わせる地方自治の本旨に基づいて町政を運営してくださいという要望をいたしております。いわゆる職員の力を借りてほしいと。

それから、6月の話のときにもちょっと町民に深く入って、その声を反映させて実現させたい。それから、町職員と深くつながって、その活力をいかしたいという点での発言はありませんでしたし、一番びっくりしたのは、国道のバイパスの話でございます。7回、東京へ行かれて大変苦勞をされて、令和2年からの着工という一つの区切りを迎えます。これは大変よいことだと思います。

しかし、ここには大変な努力があるんですよね。平生町が昭和48年頃に都市計画決定をして、昭和50年代の終わり頃から平生バイパスの工事が始まったんです。そして、昭和63年の11月に今の間が開通をしております。これは松岡さんが大変本気になってやられた、いろんなルートを持っておられた方ですから。

特に一番言われたのは、直角に曲がっておる国道はないということを随分強調し、それで国もこれには大分こたえたみたいで、早期に都市計画決定があれだけ早く進むというのは、びっくりするような速さなんです。それが大きな力になったようでもっと延びるはずでしたが、あの当時はまだ高度成長というか、まだまだ人口の増加が見込める状況でしたから、用地の問題など困難な状況も生まれて築廻で止まったという経緯もあるようです。それ以降、一生懸命に取り組んでこられました。

それから、山田さんにいきましても、ずっと続いてまいりました。一時、太田国交大臣と柳井市長と平生町長も含めて、着工の兆しがあった時期もあるぐらい進んでまいりました。

しかし、それはちょっと遅れて流れてきたんですが、この間に止まったのは柳井の市長選挙で高規格道路が柳井一玖珂間の争点になりまして、一時いわゆる凍結するほうの派の市長が当選されたんですよ。

それで、先ほど申されました例の推進協議会、これの活動が若干止まったときがあるんですよ。それを含めても、その間、国道は柳井港のほうからずっと工事が進んでまいりまして、今の間が残ってきたんです。だから、もう先人が随分と努力してきた経緯ではありますから、できたらそこに対する評価の話が欲しかったなあという気はあのときには——私も4年間あの協議会に参加をした覚えがございますから、思いました。ですから、やっぱりいろんな人が努力してきたという、特に職員の力を借りるという点での考え方はどうなのかというのを当初から、先ほど言いましたように、思いました。これをぜひ進めていただきたいなあという感じがありましたので、やっぱり町民に深く入っていく、町職員と深く力を合わせていく、この政治理念が私は欲しいと思っております。

でもね、この間にいい成果を上げられたんですよ、庁舎の問題。やっぱり職員の大変なアンテナの高さで緊急防災・減災事業に——だって大変これは平生町の将来——今まででこれほどの大きな成果はないと思うほどいい成果があつてやっぱり職員の皆さんがどれだけ頑張っていくか、その力をどう得ていくかというのが私は町の最大の仕事だと思うんですよ。ここのところに若干の、当初から不安を持ってまいりました。それから、ここのところをどのようにしてこられたのかという考えがございます。

今回の一般質問を聞いておりましても、ちょっと質問の形態で、議員のほうが事前の調査をしっかりするよという話を全員協議会で申し合わせをいたしました。各議員さんの発言を聞いておりましたら、職員の皆さんが頑張っておられる様子を今日、何回も聞きました。やっぱりこういうお互いが力を合わせていくことが一番、町政を発展するのに役立つのではないかという気がいたしますので、そのことを思いましたので、この質問をいたしました。これについてのお考えを聞いておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

もちろん、私一人でできる話じゃないですし、職員と一緒にやっていくというのは当然のことですし、私は職員に対してはいろんなことを言って、いろんなこともお願いしてやってきてまいりました。ただ、こういう席で身内を褒めるというのも、ちょっと私の性格上そういうのはないので申し上げなかったんですけど——いや、そうおっしゃられるんなら、私ははっきり言いま

すと、本当に職員は私になってから大変だったと思います。いろいろと変えたり、これはおかしいんじゃないかとか言ったり、やっぱりなんというか思考が——できないことを先に考えているんじゃないかと。できることを何で先に考えないんだというようなことも随分言っていましたので、大分私は、職員たちも今の町長はちょっといろいろうるさいなというふうに感じてはおると思いますが、私からしてみたら、すごくよくやってくれているというふうには思っています。実際にやっていただきました。

さっき言われました庁舎の件も地方新聞を持ってきて、こういうことができるみたいですよというところから始まったんです。職員はそのようなアンテナをちゃんと張っているんだなあということで、私は本当、それのおかげで慌てて東京へ飛んだわけですから。そういうふうに職員は一生懸命やってくれていると思っています。私もここまでできたのは、もう本当に職員がみんな一緒になってやってきてくれたので、このようにできた。私一人でできる話は全く一つもないですし、そんなものは当たり前で職員が頑張ったからこれだけできたんだと私も思っています。

これから先、私もあと3カ月の任期ですので、職員の皆さんにはいろいろとまた12月10日までの間ですので、いろいろと職員の方と話しながら、私以外の人が町長になるかも分かりませんので、私の残しておきたいこととして、職員の皆さんにいろいろと申し上げておきたいというふうに思っております。

本当に私も先ほども言いましたとおり、こういう議会の場で、いや、うちの職員が一生懸命やってくれましたとか、なかなか自分で言う性にないものでそのことは言わなかったんですが、そういうふうに言われたから今こういったことを申し上げることができたというふうに思っております。よい機会を頂きましたありがとうございます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今、答弁を頂きました。町長さんの性分もあられるかとは思いますが、実際は私、いろんなやっぱりそれは風評ですから悪いですけど、心配をしているんですよ。本当に職員のほうに目が向いておるのかと。

例えば、ちょっと失礼な表現ですけども、新庁舎になって何度か町長さんの後ろ姿を見ました。トイレのほうから行ったら自動ドアを入れて産業課、環境政策室、デジタル課、それから総務課というような、言ったら悪いですけどずっと下を向いて歩かれるんですよ。何回か私は確認したんですよ、あれっと思って。それで、職員も一切、町長さんに向かない。両方が黙った関係でずっと過ぎるんですよ。何だろうかなという気が私はしておるんですよ。一般の町民が見たら、町長さんが廊下を歩かれるのに、町長さんも職員を見ない、職員も町長さんに注目しないという姿に見えるんですよ。これは偶然なのか、それはちょっと何回か見ましたので大変心配

をしておるんです、どういう関係だろうかなああと。

それともう1つ、これは大変心配をしておるんですが、あと3カ月半と言われましたけれど、次の任期になったら、幹部職員は外部から招聘されるんだらうというのが公然のうわさのように広がっております。そうでないことを願っているんですけど、これはやっぱり組織としては随分と衝撃な状況だと思うんですよ。もし、そうでないなら、それはそうでないでいいけれど、そういうのが広がっているのは確実なんです。これは平生町の将来にとって、大変、私は悲しいことだと思っておりますから、それはできたら、この場でちゃんとしたお考えがあるならお話しをしていただきたいんです。

それと次の任期。それで、ここにちょっと一つ紹介しておきたい事例があるんですが、日本電産の永守さんという社長、モーターのトップメーカーで世界中の有名な企業を一代でつくられました。そして、投資家も随分評価している会社ですが、後継ぎをつくるのに、よその大企業で実績を残した、いわゆる副社長クラスの人を引き抜いて電産の次の社長にしようということで10年間努力して、この間4人を招聘されて結局うまくいかないで、この前、社内から起用するという方針に変えられました。これは大きな、こんな新聞に載っていました。(新聞記事を示す) 皆さん日本電産のことは御存じだと思いますから、ずっと経済界でも話題になってきたことです。

そのときの永守会長の話ですが、経営手法を学んでくれと頼んだが、駄目だったと。社員よりもよい者が外部にいるのだという思い込みがあったと、間違いだと、こういう表現をされておるんですよ。結局、やっぱり身内の中でちゃんとした政策を作ってくるべきだったと反省しておられます。

それはやっぱり組織に大打撃を与えるんですよ。もし、そういううわさが広がるとするとね、そのところはよく考えていただきたいと思います。組織を活性化する面からもちょっと心配をしておりますから、ここで次の期を目指す理念について、組織を大切にする職員に依拠して政策を遂行することというのが1つです。理念の問題です。

それともう一つは、町民に深く関わっていくという問題ですが、1つ気になる話があるんですよ。6月の話でね、小学校、中学校の給食センターについて、先ほど読みましたように、これについては財力も含めまして検討させていただきたいというふうに思っていますと。この財力に私はちょっと心配しているんです。財力ということは、いわゆる今まで進めておりました柳井市との協議もそれは当然そうだし、隣の市や町と協力をして給食センターをつくって平生町に供給をしようという一つの考えがもしあるのなら、この財力という言葉が何らかと——確かに財力がなければ仕方ないからということで、柳井との件も一時黙認をいたしましたけれど、先ほど申しました皆さんの努力で財政問題は大きな転換をいたしました。

ですから、財力は気にしないで、ぜひ平生町内の児童・生徒の給食の自校方式を守ってほしい。やっぱりこれは本当に伝統ですから、執念を持って守っていただきたいんですよ。この財力という言葉が、隣の市や町と協力をして、平生町にセンターから配送をしようということに結びつくなら大変心配をしております。なぜなら、うちは確かに財政力が乏しいですから悲しい選択をするなあと思って、柳井のときは随分と心配をしてきましたけれど、それで6月にはああいう質問をいたしました。

隣の市や町は自分のところのセンターを改修して、平生町が参加することで新しい財源ももらえて大変喜ばしいことだと思うんですよ。しかし、そこには平生町の児童・生徒の給食の質が低下するという犠牲が伴うんです。隣の市町はいいかもしれません。平生町の児童・生徒が犠牲になるんですよ。ぜひ、これはやめていただきたいんですよ。

町民に深く入ると――先般、小学校と中学校の給食施設について、委員会でいわゆる環境問題と衛生問題と労働環境の問題について調査しました。そのときに平生小学校の校長先生が、自校方式の素晴らしさをいろいろと得々と述べられていましたよ。生徒、児童に豆を作らせて、それを給食に入ると。ぜひ、これを私は続けていかなければならないと思うんです。どうあっても執念を燃やしていただきたいと思います。

この財力という言葉に私は大変引っかかっております。財力をつけて、どうしてもやっぱり平生町の自校方式を続けていく。隣の市や町との方向は――お金がないからという理由で児童・生徒を犠牲にするようなことだけはやめていただきたいと思います。これだけはちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 給食につきましては、まず初めに教育委員会のほうでどういうやり方があるかというのをまず案をつくっていただきまして、その中でこの案が1番、第1の案というふうに決められて実際に今、柳井市さんと一緒に共同でという話を進めているような状況であります。

財力といいますか、財源につきましては、給食センターは普通の建物よりは相当お金がかかる施設でありまして、当然、それと先ほど言うように平生町としての財政力でちゃんとやっていけるかというメリット・デメリットも踏まえて検討していたところでございまして、柳井市さんと今、話がなかなかできていない状況だというふうに聞いておりますし、どうも柳井市さんも乗り気なのかどうなのかもよく分からない状況で、それと代わるものは何かないかなあということいろいろと今、検討をしております。どういうふうなやり方が一番よいのか、さっき言いましたようにメリットとデメリットを比較して、デメリットはどれだけ少なく済むかということを考えながら、いろんな施策を考えているところでございます。それがうまくいくかどうかというのは

まだ分かりませんが、あと4、5年は大丈夫らしいので、いつになるかは分かりませんが、早いうちに方向性をね、ちゃんと決めておきたいなと思います。

はっきり申し上げまして、自校式にしたいのはやまやまです。私も小学校、中学校はずっとこの平生町で育っていますし、給食を食べてまいりました。自校式で温かいものを食べたことを思い出します。

それも踏まえて今後どうしていくのが一番よいのかということは、また教育委員会とも相談しながら決めていきたいなというふうに思っておりますし、もちろん、どういうふうに今考えているかというのはここで申し上げるわけにはいきませんが、ある程度めどが立ち、その方向でいくということであれば、そのときは皆様のほうに、こういう形でいきたいと思っております。これは御報告を申し上げたいというふうに思っておりますので、少し時間を頂きたいと思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） これをもって、一般質問を終了いたします。

○議長（中川 裕之君） ここで、暫時休憩いたします。

3時20分から再開します。

午後3時13分休憩

午後3時20分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

これより、行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって、行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第40号「令和4年度平生町一般会計補正予算」から議案第43号「令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」までの件について、一括して質疑を行います。

質疑はありますか。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今日、町長からも説明はありましたけど、補正予算書の7ページの地方交付税についてなんですけど、2,772万9,000円減額になっています。

それで、なぜ少なくなったかというのは、予算を立てるときに、高齢者の福祉のところが費用

を少し過大に見積もったと。それともう一つは——それは基準財政需要額のほうなんです——基準財政収入額との差引きなんで、基準財政収入額のほうでは税収を少し低めに見積もったと。その結果、2,700万円余り減収になったという話でした。もうちょっと詳しく説明してもらえたらと思ひまして質問いたしました。

それから、10ページの臨時財政対策債が6,100万円減額になっています。交付税の減額よりもさらに大きいですけど、私の理解としては、要するに国のほうが交付税を配分したときに、交付税は消費税の何%とか、そのなんとかかんとかいろいろあるんですけど、それじゃあ足りないから、とりあえずこんだけ借りて使ってくださいよというふうに地方のほうに示しているものであるから、臨時財政対策債と交付税を合わせたのが本来の交付税額だというふうに理解はしているんですけど、これが6,100万円減額になるっていうのは、要するに交付税が6,100万円と2,700万円を足した額、8,800万円余り減額になったというふうに理解をしたんでよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えしたいと思います。

大体それでいいと思いますが、詳しくは、財務班長のほうから説明させます。

○議長（中川 裕之君） 山本総務課財務班長。

○総務課財務班長（山本 順一君） では、ただいまの質問に対しまして、詳細について説明をさせていただきます。

まず、要因に先立ちまして、予算編成時におけます見込額の算定方法について、若干ちょっと説明をさせていただきます。

例年、1月に国が公表します地方財政計画、国が出す見込額ではございますけれども、こちらを基に普通交付税等、前年度算定額からの伸び率等が示されます。そちらを基に算定してまいりますけれども、その伸び率等につきましては、あくまで全国平均の大枠の数字になりますので、そこから各団体におけます対応や基礎数値の変動を勘案しまして推計を進めていくものであります。

このたびの減額の要因、各項目におきまして多々プラスマイナスはあるんですけれども、大きいものとして、提案理由説明に述べさせていただきました2点ほどを挙げさせていただきました。

その詳細につきまして、まず需要額のほうなんですけれども、今ありました高齢者保健福祉費でございます。こちらは65歳以上の人口と75歳以上の人口をベースの測定単位にしております。このたび最終的に費用を算出するために掛け合わせます単位費用、要は単価ですね、単価が国の見直しによりまして大幅に減額になっております。こちらは計画等にも詳しく載っていない

かったもので、結果論として、影響額としては約3,000万円のマイナスというような減額が突如として出てきたような形になっております。

続きまして、収入額につきましては、項目ごとで考えますと一番大きかったのは住民税の所得割でございます。こちらは、大本はコロナ禍に伴います減収を見込んだ2年度からの続きではあるんですけども、大幅に少ない額で見込んでおった数字を、その後の実績の回復といいますか、その辺を考慮することなく、そのまま算定の数字として使っておった関係で、実際はコロナの影響額っていうのはほとんどなかったわけでございますので、実績額との乖離がものすごく大きくなってしまいました。

その結果、こちらにつきましては約2,700万円程度の、収入なので今度はこちら増えると減ってしまうので、その辺の差異が生じたので、影響額として2,700万円というものが生じるようになりました。

主なものでございますので、ぴたりとこう増減とは合致はしないんですけども、あと、赤松議員さんおっしゃられたように臨時財政対策債、こちらのほうは交付税と切っても切り離せないものでございます。算定基準財政額及び収入額の差引きにおきましては、併せてもともと算定するものでございまして、全体的なこととしましては地方交付税総額の伸び率っていうのは3.5%とされておりました。なので、実際、臨時財政対策債の地方財政計画によります減額率よりも若干ちょっと多めに算定はしておりました。その分は地方交付税のほうで、正直マイナスになるとは思わなかったもので、そこと合算して計算した上で賄えるものという数字をつくってのものでございましたので、今、主なもの申しましたけれども、一体として考えて、総額として、結果論としては、もう予算割れという形を起こしておる状況であり、考え方でございます。

要因といたしましては以上でございます。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今の続きですけど、ちょっと私、国も不親切だと思うんですね。臨時財政対策債については、21年度が予算額1億8,000万円に対して、実際は1億7,800万円あったんですよ。ほとんど同じ金額が。それで、今年は1億1,000万円に減額しているんですね、それを。7,000万円減額しても、まだこれだけ差ができたんですよ。21年度の実績からいったら1億2,900万円減額になっている、前年度。これはちょっと、財政としてもなかなかこれだけの減額は読めんと思うんですよ。こういうときに何か国も的確な指示をしてくれんと、そこにとってみりゃあ、大変なやっぱり間違いの金額になりますよね。

そういったことは、どうか話はないんですか。これは約1億3,000万円、前年度に比べたら財政対策債が減っているんですよ。ちょっと、このところ、あまりにも不親切ではないか、財政担当者もこれはたまらんのじゃないかちゅう気がするんですがね。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

基本的に、地方財政計画をまずつくります。これは早い時期につくりますけども、そのときに概算要求を出します。そのときに、概算要求の後に財務省と総務省で折衝、大臣と次官の折衝がありますが、そのときに、多分、地方債計画の中の交付税のほうが結構ついたんだと思います。それで、全体の中でいえば、交付税がつけば借金分については減るわけで、多分、総務省としては、もちろん借金が減れば減るほど地方側の負担っていうのは減るわけですから、これ、2分の1ずつを国と地方で支払い負担しましょうということになっていますから、基本的に交付税に上がってくれたほうが、借金するよりも減らしたいっていう意図があるんだろうと思います。

それが、本当だったら交付税がかなり増えていないといけないんだけど、うちは逆に減ったと。これは、さっき言ったようなことだろうと思うんで、よその団体が結構、そういういろんな対策して、いろんな交付税措置があるものをたくさんもらったところもあるだろうというふうに思っていますし、結局、これ計算の世界ですので、マクロで計算しますから、この団体に幾らとかどうのこうのじゃなくて、国全体の話の中で、どういうふうにするかというのを決めていくわけですから、交付税がどんと減るところもあれば、どんと増えるところもあるというふうには思われます。

ただ、地方の負担分、要するに借金部分が減るといのは、総務省としては喜んでいるんだろうと思うんで、その辺がうちのほうにうまく、はっきり分からなかったっていうのはそうだろうと思います。多分どこも、皆正確には分かってはいなかったんじゃないかなと私は思っていますけど、いずれにしてもそういう状況は注視していかなきゃいけないんだと。今年度においても、ほとんど交付税が満額ぐらい概算要求していますんで、もっと借金は減るといふふうに私は読んでいるんですけど、12月の財政といいますか、来年度予算額が決まったときに、もう一度、よく精査をしてみたいなどは思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川 裕之君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今、町長さんの話、総論としては分かるんですよ。でも、全国の各地方公共団体で、これだけ大きな差額が出ておるのかどうかなんですよね。50%以上ですからね、減額。6割近い減額になっているんですよ。

地方交付税のほうは、先ほど担当の班長からありましたように、これぐらいの差でしたら誤差の範囲内、希望的観測があったり厳しかったりして、誤差の範囲内だと思うんですがね。どうしてもこの財源対策債のことが、これだけ今まで背負ったこともないし、去年はほとんど同じ金額が入ってきていると。国の来年度、令和5年の仮の計画見たら、今2兆4,000億円、財源対

策債の財源があるらしい。それを今度5,000億円減して1兆9,000億円になるっていう発表がありましたよ。

確かにこれはいいことなんですよ、町長言われたように。本来地方交付税と一体のものなんですから。総務省の方針としても、こんなものはやめて、全部地方交付税にしようという流れができておるんだという。それから地方交付税が多かったように、これについても早く返しなさいというんで、今年はくれていますからね。それはええんですけど、これだけ差があったら、やっぱ事前に何とかせんと、どこもこれだけ差があるのかどうか情報つかんでおられますか、どうですか。ほんと、ここんところが心配なんですけどね。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今年度はやっぱり、ちょっと見通しができなかったっていうのが原因だろうと思いますんで、来年度以降、ちゃんとそういう状況も踏まえて予算編成していかなといかんのじゃないかなというふうに思っております。

いずれにしても、来年度予算が12月には決着するはずですから、それを見て、よく慎重に、どういう状況になるかというのを踏まえて検討していきたいなどは思っております。

今年度は大変申し訳なかったんですけど、でも何とかいろんなあれで、予算をいろいろ減額じゃないですけどしたりして、何とか今年度予算は組めておりますので、何とかやっていきたいとは思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号「平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第45号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算認定についての質疑を行います。

認定第1号「令和3年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号「令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第7号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認

定について」を一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第4号「令和3年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告」から報告第16号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告」について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、9月9日の本会議は休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に日程第32「決算特別委員会の設置」、日程第33「委員会付託」を追加いたします。

日程第32. 決算特別委員会の設置

○議長（中川 裕之君） 日程第32、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第7号までの件を審査するため、議長及び議会選出の監査委員を除く9名の議員を委員とする決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの件を審査するため、決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、村中仁司議員、赤松義生議員、中本敦子議員、中村武央議員、中丸和則議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの9名が決算特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を3時55分といたします。

午後3時45分休憩

.....

午後3時54分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま、決算特別委員会を開催し、委員長に岩本ひろ子委員、副委員長に中本敦子委員を互選したとの申出がありましたので報告いたします。

----- . ----- . -----

日程第33. 委員会付託

○議長（中川 裕之君） 日程第33、お諮りいたします。議案第40号から議案第45号及び認定第1号から認定第7号は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに決しました。

----- . ----- . -----

○議長（中川 裕之君） 本日はこれにて散会いたします。次の本会議は9月22日午前9時から行います。

午後3時56分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 赤 松 義 生

署名議員 河 藤 泰 明

令和4年 第7回 (定例) 平生町議会会議録 (第2日)

令和4年9月22日 (木曜日)

議事日程 (第2号)

令和4年9月22日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号 令和4年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第41号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第42号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第43号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第44号 平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 認定第1号 令和3年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 令和3年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 追加日程第1 議案第46号 令和4年度平生町一般会計補正予算
- 日程第15 同意第1号 平生町監査委員の選任について
- 日程第16 同意第2号 平生町教育委員の任命について
- 日程第17 議員派遣について
- 日程第18 委員会の閉会中の所管事務等の調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第40号 令和4年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第41号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第42号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第43号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第6 議案第44号 平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 認定第1号 令和3年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第2号 令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第3号 令和3年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第4号 令和3年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第5号 令和3年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第6号 令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第7号 令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 追加日程第1 議案第46号 令和4年度平生町一般会計補正予算
- 日程第15 同意第1号 平生町監査委員の選任について
- 日程第16 同意第2号 平生町教育委員の任命について
- 日程第17 議員派遣について
- 日程第18 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（11名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 6番 赤松 義生君 |
| 7番 河藤 泰明君 | 8番 岩本ひろ子さん |
| 9番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 村中 仁司君 |

13番 中川 裕之君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君

書記 加村 直子さん

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------------------|-------|---------|--------|-------|---------|
| 町長 | …………… | 浅本 邦裕君 | 副町長 | …………… | 高木 哲夫君 |
| 教育長 | …………… | 清時 崇文君 | 会計管理者 | …………… | 田坂 孝夫君 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | …………… | | | | 中尾 和正君 |
| 地域振興課長 | …………… | 星出 一明君 | | | |
| デジタル推進課長兼新庁舎業務担当課長 | …………… | | | | 横田 佳幸君 |
| 町民福祉課長 | …………… | 淵上万理子さん | 税務課長 | …………… | 池田 真治君 |
| 健康保険課長 | …………… | 金岡 泰史君 | | | |
| 産業課長兼農業委員会事務局長 | …………… | | | | 吉岡 文博君 |
| 建設課長 | …………… | 友田 隆君 | 環境政策室長 | …………… | 山本 和也君 |
| 教育次長兼学校教育課長 | …………… | | | | 河島 建君 |
| 社会教育課長兼社会体育班長事務取扱 | …………… | | | | 三村 直子さん |
| 総務課財務班長 | …………… | 山本 順一君 | | | |

午前9時00分開議

○議長（中川 裕之君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中川 裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2. 議案第40号

日程第3. 議案第41号

日程第4. 議案第42号

日程第5. 議案第43号

日程第6. 議案第44号

日程第7. 議案第45号

日程第8. 認定第1号

日程第9. 認定第2号

日程第10. 認定第3号

日程第11. 認定第4号

日程第12. 認定第5号

日程第13. 認定第6号

日程第14. 認定第7号

○議長（中川 裕之君） 日程第2、議案第40号「令和4年度平生町一般会計補正予算」から日程第7、議案第45号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」及び日程第8、認定第1号「令和3年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第14、認定第7号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの件を一括議題といたします。

これより、所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めますが、認定第1号から認定第7号までの件を付託した決算特別委員会の報告は省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。それでは、岩本ひろ子総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（岩本 ひろ子さん） おはようございます。それでは、総務厚生常任委員会の御報告をいたします。

総務厚生常任委員会は9月15日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように予算、条例についての議案は全て全会一致で可決すべきとなりました。

質疑はありませんでした。

以上、報告終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、中本敦子産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（中本 敦子さん） 産業文教常任委員会は9月16日に委員会を開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように予算についての議案は全て全会一致で可決すべきとなりました。

主だった質疑を申し上げます。議案第40号「令和4年度平生町一般会計補正予算」農業振興費の就農前準備研修事業は、当初予算案への計上はなかったと思う。4月以降、新しく農業を始めようとする人が出てきて、その人が農業者として仕事ができるよう研修を受けられると思うが、その詳しい内容についての質疑があり、対象者となる方は3月に行われた就農フェアに参加された方で、非農家の方である。月1回程度、農業者のもとで研修を行っていた。今年2月頃、就農する意思を固められ、県の事業を活用しての研修を行うことになったものである。この活用を利用して研修するとの回答がありました。

議案第42号「令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」の工事請負費600万円の内容について質疑があり、委託料から工事請負費に振り替えた300万円は浄化センターの汚泥引き抜きポンプの更新に充て、あとの300万円は浜田地区と神田地区の公共ます設置であるとの回答がありました。

以上、報告を終わります。

○議長（中川 裕之君） 以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第40号から第43号に対する反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 議案第40号「令和4年度平生町一般会計補正予算」第4号について討論をいたします。2022年度の地方財政計画では、地方交付税の代替措置である臨時財政対策債は、3兆6,992億円の大幅減額となっていました。当初予算ではそうしたことも踏まえて、前年度より7,000万円減の1億1,000万円で予算が組まれていましたが、さらにこのたびの補正で6,182万1,000円の減額補正となり、結局、臨時財政対策債は、4,817万9,000円となりました。

理由としては、見込み違いとのことでしたが、国の対応としては、もう少し親切であってもいいのではないのでしょうか。臨時財政対策債は交付税の代替措置であり、貴重な一般財源です。本町の財政担当者も予測のつかないような減額であり、反対はいたしません、国への抗議の意味

も込めて意見を申し上げたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第40号から第43号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第44号及び45号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、議案第44号及び第45号に対する討論を終了いたします。

続きまして、認定第1号から第7号に対する反対討論はありませんか。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 暑さ寒さも彼岸までと言いますが、少ししのぎやすくなったような気がします。

それでは、認定第1号「令和3年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」反対の討論をいたします。本町予算の前提となる国の地方財政計画を見ると、新型コロナウイルスの流行する中で、初めて策定されたものでしたが、国が責任を負うべき感染症対策や暮らしへの予算は不十分で、コロナ禍に乗じたデジタル化の推進などに偏っているといえます。そうした中で、「地域と人が輝くまちづくり」をテーマに予算編成がなされていますが、住民の切実な要望にこたえた事業が数多く存在し、多くの住民から喜ばれるものになっていたのではないかと思います。

私がこれまで主張してきた福祉医療制度の充実について、中学校卒業まで医療費の無料制度が所得制限は残りますが、実施をされました。関係者の御尽力に敬意を表するものです。

しかし、当初予算の予算編成の方針にデジタル化の推進が掲げられていますが、その中心となるのはマイナンバーカードの普及促進です。交付金として個人番号通知書・個人番号カード関連事務委任事務費として381万円が交付されていますが、そもそもマイナンバー制度の導入は、社会保障を納めた税、保険料に相当する対価を受け取るだけの仕組みに変質させようとするもので、国民の権利としての社会保障を守るため、この制度は廃止するしかありません。

次に、認定第6号「令和3年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について」討論をいたします。第8期の介護保険事業計画を策定する中で、多くの自治体で保険料が引き上げられる中で、介護給付費準備基金を取り崩し、保険料を若干とはいえ引き下げられたこと、保険料の徴収段階で1段階を新設され、能力に応じた負担の原則を徹底されたことについては評価す

べきことと思います。

しかし、このたびの決算では、2,786万円の黒字を計上しています。コロナ禍の中で在宅介護が減少したとの認識ですが、そうであっても今度の介護報酬の改定率は0.7%であり、深刻な人手不足、過酷な労働環境、経営難など介護事業所の抱える問題を解決するには不十分です。また、このたびの計画では、施設の給食費など利用料の引き上げが行われたことも反対の理由といたします。

最後に、認定第7号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について」74歳まで子供の扶養に入っていた方でも、75歳になると新たな保険料を払わなければならなくなります。それも夫婦別々に年を取ってからさらに負担がかかる制度です。保険料には一定の軽減措置がとられていますが、その措置も年々崩される傾向にあります。

以上で討論を終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で、認定第1号から第7号に対する討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第40号、「令和4年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第40号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決との報告でありました。

議案第40号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第41号「令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」を採決いたします。

議案第41号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第41号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第41号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第42号「令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算」を採決いたします。

議案第42号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第42号は、委員長のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第43号「令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」を採決いたします。

議案第43号に対する委員長の報告は可決であります。

議案第43号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第43号は委員長の報告の通り可決いたしました。

続きまして、議案第44号「平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

議案第44号に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第44号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第45号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

議案第45号に対する委員長の報告は可決であります。

議案第45号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、認定第1号「令和3年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定いたし

ました。

続きまして、認定第2号「令和3年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第7号「令和3年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は9時35分といたします。

午前9時22分休憩

.....
午前9時38分再開

○議長（中川 裕之君） 再開いたします。

ただいま町長から、議案第46号「令和4年度平生町一般会計補正予算」が追加提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1. 議案第46号

○議長（中川 裕之君） 追加日程第1、議案第46号「令和4年度平生町一般会計補正予算」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆さん、おはようございます。

ただいま、追加で御提案申し上げました議案につきまして、御容認を賜りまして誠にありがとうございます。

また、去る9月8日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに付託常任委員会及び決算特別委員会におきまして慎重に御審議賜りましたこと、まずもって厚くお礼を申し上げますとともに、予算4件、条例2件、認定7件につきまして御議決を賜りまして誠にありがとうございました。

間もなく下半期に入りますので、事務事業の進捗に注意を払いますとともに、財政運営を含め、行政の効率化に努め、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、予算1件、人事案件2件でございます。

それでは、議案第46号「令和4年度平生町一般会計補正予算」について、御説明を申し上げます。

今回の補正額は7,193万3,000円を追加いたしまして、予算総額は61億8,519万3,000円となるものであります。このたびの補正は、新型コロナウイルスワクチン接種関連経費を計上いたすものであります。

まず、歳出から申し上げます。歳出は7ページであります。予防費におきまして、オミクロン株対応ワクチン接種に要する経費を計上いたしております。このたびの接種は、2回目の接種を終了した12歳以上の全ての住民を対象といたしており、国の接種順位の方針に基づきまして、重症化リスクの高い方等から順次接種できるよう準備を進めるものであります。経費の主な内訳といたしましては、ワクチン接種をはじめ、接種券の発送やコールセンターの設置などに要するものとなっております。

戻りまして6ページの歳入であります。財源として国庫負担金、国庫補助金のほか諸収入の雑入に計上いたすものであります。

なお、8ページから給与費明細書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第46号「令和4年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 7ページ、委託料ですね、この中で接種の業務と、それから封筒に入れる、コールセンター業務とあります。このコールセンターの業務が4,000万円。實際上、注射を打つよりはコールセンターの業務のほうが随分——これどういう形でこのようになっていくんですかね。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 担当課長から説明させていただきます。

○議長（中川 裕之君） 金岡健康保険課長。

○健康保険課長（金岡 泰史君） それではただいまの平岡議員さんからの御質問にお答えをいたします。コールセンターの委託料でございますが、4,000万円の経費、計上いたしております。これにつきましては医療機関の個別接種、それから集団接種で接種を行っていくわけですが、その接種に関する予約の業務をお願いする経費でございます。内訳につきましてはスタッフが最高で10名ほどみっております。それから管理の責任者がございます。1日あたりが平日でございますと、18万7,000円ぐらいとなります。これをひと月で計算をいたしますと約550万円で10月から業務を始めていただきますので、そして国の接種計画では来年の3月末までに適用の期日が延長されておりますので10月から来年の3月までの6カ月ということでございますので、先ほど申し上げました4,000万円近くとなっております。

以上でございます。

○議長（中川 裕之君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

○議長（中川 裕之君） まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第46号「令和4年度平生町一般会計補正予算」を起立により採決いたします。

議案第46号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 同意第1号

○議長（中川 裕之君） 日程第15、同意第1号「平生町監査委員の選任について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

続きまして、同意第1号「平生町監査委員の選任について」御説明を申し上げます。

平生町の監査委員は、地方自治法第195条によりまして2名と定められており、識見を有する者から選任するもの1名及び議会議員のうちから選任するもの1名で構成されております。このうち識見を有する者から選任いたしました山田代表監査委員の任期が、11月15日に到来いたします。山田監査委員には、平成30年11月16日から1期4年間、町の代表監査委員としてお務めをいただき、その間、過去に培われた御経験をもとに数多くの御指導、御助言を頂いてきたところであります。

山田氏の略歴は資料として添付いたしておりますが、昭和50年3月に近畿大学工学部を御卒業され、同年4月から平成29年4月まで42年間、近隣の機械メーカーに勤務され、常務取締役などの要職を歴任されるなど、幅広い御識見をお持ちであります。

また、明朗快活なお人柄に加え、業務にも大変熱心に取り組んでいただいております。このように、過去の御経験や実績などを勘案いたしますと、引き続いて御指導をいただくことが必要であると判断をいたし、山田氏を再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、御同意をお願い申し上げます。

以上をもちまして、同意第1号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げます。よろしく御審議をいただきまして、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。

本案について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は、本案に対し、同意することに決しました。

日程第16. 同意第2号

○議長（中川 裕之君） 日程第16、同意第2号「平生町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ただいまは御同意を賜りまして、誠にありがとうございました。

続きまして、同意第2号「平生町教育委員会委員の任命について」の御説明を申し上げます。

本町の教育委員会委員は4名でございますが、このうち西村千秋委員の任期が令和4年10月31日で満了となります。西村委員は、平成22年から現在まで3期、12年間、教育に関する幅広い御識見により、本町の教育・文化の振興に貢献してこられました。このたび任期を迎えるにあたり、引き続き教育行政にお力添えをいただきたいとの申出をいたしました。御本人から後進に道を譲りたいとの強い申出があり、この任期に際しまして御勇退いただくことになったわけでございます。

後任につきましては、全町的にまた学識面、経験面などの要件を踏まえ、多くの方を候補に挙げながら、総合的に判断をいたしました結果、このたびは中本稔氏を任命いたしたいと存じます。中本氏の略歴は資料として添付いたしておりますが、長い教育現場での御経験を経られまして、現在は山口県教育委員会が進めるコミュニティスクールの活動推進員や平生中学校部活指導員として御活躍されております。教員としての長年の経験を生かし、本町の教育行政の推進や課題克服に寄与していただける人材として、適任であると判断するものであります。

以上、御説明申し上げましたように中本氏を教育委員会委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、御同意をお願い申し上げます。

以上をもちまして、同意第2号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、討論を省略することに決しました。

これより採決に入ります。本案について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は本案に対し、同意することに決しました。

日程第17. 議員派遣について

○議長（中川 裕之君） 日程第17、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりといたしたいと思
います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についての件は、お手元に配
付の文書のとおりとすることに決しました。

日程第18. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中川 裕之君） 日程第18、委員会の閉会中の所管事項等の調査についての件を議題と
いたします。

会議規則第67条第1項の規定によって総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長及び議会運
営委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり
閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中川 裕之君） 以上をもって、本定例会に付議されました。案件の審議は全て終了いた
しました。

これをもって令和4年第7回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時00分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 岩本ひろ子

署名議員 細田留美子